

no.107/2008

CONTENTS

JIA news kinki

特集			情報		
「京都市の新景観制度」	」 道家駿太郎	2	新入会員紹介	一尾晋示	15
			編集後記	一佬自小	15
連載			特集(別添資料)	道家駿太郎	16
「和のこころ」	坂田宗大	6			
「JIAデザイントーク」		8			
	森村政悦				
「建築家の視点」	畑山正勝	11			
「都市点描」	谷 祐治	13			
「住宅部会通信2008」	杉元孝治	14			

京都市の新景観制度

道家駿太郎

(京都地域会会長) (大阪工業大学工学部空間デザイン学科教授)



京都市の新景観制度が施行されてほぼ1年近く経とうとしている。この間、建築基準法の改悪による建築確認手続きの混乱に加え、京都市では新景観制度の発足も加わり、かなりの混乱をもたらしたことは疑いない。しかし旧市街地や歴史的景観を保持すべき環境において、資本の論理で高層マンションを造り、地域住民の生活を考えずに売り逃げするような、環境・空間の投機対象化の動きについて、新景観制度ではかなり押さえ込むことが出来たと思われる。これで、やっと京都市民や建築家が、将来に向けて永く続く町並の在り方を議論・実践する土台が出来たと言えよう。そこで、会員の皆様に京都の景観制度の背景や制度の概要、そして課題改善への京都会の取組などについて報告したい。

新景観制度発足までに、京都市では既に多くの制度が作られ、市民や建築家が対応してきた歴史がある。その歴史や背景について少し解説し、なぜこの様な厳しい制度が出来たかを見ていきたい。

1.京都市の景観制度の歩み

京都市の景観制度は日本の景観制度の歩みそのものと言っても過言でない。

日本で最初に景観制度の一つである風致地区、美観地区の制度が設けられたのは大正8年(1919)であるが、京都市ではその11年後の昭和5年に風致地区指定を行っている。戦後になると、屋外広告物法、古都保存法などが制定され、いち早くそれらに対応する条例制定や地区指定を行うなど景観に関する制度を導入してきた。

高度経済成長期に都市の高度利用が叫ばれる中、昭和45年に建築基準法の改正が行われ、絶対高さの制限が撤廃されたが、京都市では昭和47年に市街地景観条例の制定、美観地区・巨大広告物規制地区の創設・特別保全修景地区制度の創設などその後の全国で取り組まれる市街地景観制度の枠組みともなる制度を作り上げた。特に特別保全修景地区制度は後に伝統的建築物群保存地区制度の下敷きになるなどの先進的制度である。又、昭和48年には高度地区による高さ制限(10m~45m)を行うなど市街地景観を重視した施策が次々と進められてきた。

昭和の終わりから平成にかけて、いわゆる京都ホテル(高さ60 m)問題が起こり、市民の中でも京都市街地の景観に関する関心が高まったことをうけて、まちづくり審議会で市街の方向性が打ち出された。京都の北部については保全を基本とし、旧市街を職住共存地域として都心再生地域、京都駅南の南部地域を新しい都市機能を集積する地域、京都駅を中心とする地域は両地域のバッファー地域と位置づけ、それら地域に対応して高さの制限や土地利用の在り方を変えている。

平成7年にこれらの方針を踏まえて市街地景観条例の全面改定が行われ、都心部がほぼ全域美観地区に指定されたほか、周辺部の山林には自然風景保全条例による規制がかけられるなど、京都市内の多くの地区に景観的な網がかけられることになった。加えて各制度の中で地区の拡大や規制も強化されるなど、市街地景観を誘導する土台が作られた。

2. 新景観制度制定の背景及び制定経過

その後、都心部の町家による京都らしい景観保存のために、各種のガイドプランや計画が進められ、都心の景観保存の動きも高まり始めていた。町家の評価も高まって、町家を活用した店舗や飲食店も多く見られる。一方、バブル崩壊後の地価の下落や住居の都心回帰の流れを受けたこと、建築基準法の斜線制限緩和などもあって、旧市街地を中心とする都心部に45mの高層マンションが林立する事態が生じ、京都らしい景観が急速に失われてしまった。

これらの状況に危機感も強まり、各界から景観を保存するための動きも強まった。特に日本建築学会が特別研究委員会を設置し、3年間にわたって全国の景観に関係する研究者を結集して様々な側面から研究が行われ、京都市に対して緊急提言を行うと共に、国に対しても京都の景観が単に一地方、一都市の問題では無く、全国的課題であることを訴えてきた。

京都市では平成13年に「都心部のまちなみ保全・再生に係る審議会」を設置しこれらに対処する検

特集 京都市の新景観制度

討と対策を始めた。

急速な市街地の変貌に対し、平成15年には旧市街地の職住共存地区に係わる都市計画の変更が行われ高度 地区の強化などが進められるなど、一応の対策は取られたが、都心部のマンション建設は止まらなかった。

国に於いても平成15年に美しい国づくり政策大綱、16年に景観法が制定され、京都の景観問題はまさに国の根幹にも係わる問題としての認識が進んだのである。

京都の文化的役割は一地方都市の問題では無く、国家的目標としての日本文化を創成する場として、京都が伝統的日本文化を担い発展させると共に新たな日本文化の創造を担うことが求められているのである。

しかし京都の景観は市民の経済活動にも直結する課題である。加えて市街地景観を醜悪にしている 林立する電柱や空中線の撤去、橋や道路のデザインなどの改善には多大な予算を伴うものであり、地 方財政で賄うには無理であって国の支援が不可欠である。

この様な背景の中で京都市民が取るべき道として、改めて京都が日本文化を後世まで担う決意を表明したものが、「時を超え光り輝く京都の景観づくり審議会」の設置及びその提言が今回の新景観施策となっている。

「京都市は国にとって大切であるから多くの国費を投入しろ。しかし京都市民は地価や都市の利便性から生まれる経済的便益を制限無く得たい。」と言った論理は通じないのは当然である。京都らしい景観を維持し造り上げるためには建築活動に制約が係るのは当然のことで、その様な制約を前提として文化を守る活動を全国的に負担して貰う。その様な考え方も「京都の創成」の背景にあると言えよう。

また、京都市街地の建築物、特に町家などの伝統的建築物は現在の建築基準法の枠内では保存できないのは明白なので、本来であれば京都の市街地建築物に対する特別法の制定や建築特区などまで進めるのがこの「京都の創成」の理念に含まれると主張したいところである。

3.新景観制度の内容

新景観制度は6つの内容に分けられている。

第1 に高度地区の強化により、都心部の高さを31 mに押さえ、周辺の山ろく部に向かってなだらかに低くなるように指定されたこと。

第2に今までの美観地区、建造物修景地区に加え、新たに美観を誘導する美観形成地区を定めると共に、対象地区の範囲を広げたこと。加えて、そのデザイン基準を地区の特性に合わせてきめ細かく定めたこと。また従来は特別な地区を除き、低層や小規模建築については届出・許認可等の対象から除外していたが、一部を除き全ての建築物を対象としたこと。

第3 に今までの風致地区の指定を拡大し、特に世界遺産周辺部の市街地に拡大して指定を追加したこと。 第4 に日本における初めての試みとして眺望景観の保全のための制度を創出したこと。特に市民共通の 景観資源となっている大文字山や送り火について、見晴らしの良い視点場からの眺望を確保することや、 大文字山から見渡せる範囲の建築物に対し景観的配慮を求めたこと。この制度により京都盆地のほぼ全域 が対象になり、平屋の建物も含めほぼ全ての建築が何らかの形で届出や許可を必要とするようになった。

第5 に広告物の規制を強めたこと。色彩や大きさに対する規制は以前から設けられていたが、より強化され、屋上の広告塔や看板については設置出来なくなり、電飾広告も制限を受けることになって、 古都ローマのような広告物の少ない景観が目指されている。

第6に京町家などで良好な建築物を重要景観建造物に指定して景観の核とし、その周辺部をこの建物に調和するよう誘導することにより、点から線への景観形成を図る戦略をとること。また京町家の保存を図るため様々な助成制度を作るほか、民間の資金や知恵を活用する町家ファンドを創設し、町家を新しい機能に対応できるような改装を推進出来る制度も作られている。

この様に建造物のデザインに対しても細かな基準や規格を設けたことや対象となる建築物が大幅に増加したため、審査の体制を充実すべく、新たに民間で建築設計に従事していたスタッフを多数採用するなどの体制がとられている。種別の区域図等は京都市都市計画局のホームページ(http://www5.city.kyoto.jp/tokeimap/)に掲載されている。(地区別の規制内容については、筆者が別添で

特集 京都市の新景観制度

一覧にまとめているので参照されたい。但し、誤記等も考えられるので、使用に当たっては自己責任で 御願いしたい。また細則も別途参照されたい)

4.新景観制度の課題

以上のように新景観制度は日本の中でも特段に厳しい景観規制を行う制度となっているが、制度的には高さ等をを規制する内容と、デザイン・様式に係わる規制の二つの面で構成されている。

都心部の高さ規制については、未だに都心部に京町家が多く残り職住一致の生活環境を形成していることから、地域住民に都心の高層化について否定的な機運もあり、また、高層マンションが空間を商品として切り売りする、目に余る商業主義であったため、多くの市民の共感を得ている。加えて中心部から三山の山裾にかけて徐々に低い町並としていく方針は分かり易く納得されている。

一方、デザイン規制については町家の形態、様式を絶対的な標準の様に扱っているため、現在の建築生産の工法や材料、大多数の建築物が拠り所としている近代・現代建築のデザイン様式とかけ離れているため、戸惑いがある。以前から風致地区に於ける京都市の指導が硬直的で、建築のことを知らないスタッフが、文化財の破壊にも繋がるような指導をすると言った体制が見られることから、今回もデザイン面での硬直した指導が懸念されている。

これらの懸念に対しては条例制定時にパブリックコメントとして、JIA京都会、京都府建築士会、京都建築事務所協会、京都設計監理協会が連名でデザイン規制の内容については今後とも詳細に検討すべきとの意見書を提出し、その結果、条例案はかなり但し書きや柔軟な対応が謳われた。同時にデザイン基準自体も「成長するデザイン基準」として建築設計の実務家と協同で作成していく協議会を発足させることになり、京都の建築関連5団体*1から選出された委員及び学識経験者・行政による協議会が昨年秋に発足して数回の会議を重ねている。 *1:前出4団体に京都建築設計協同組合が加わり5団体である。

窓口の人員は、新たに募集した建築職の職員が補強され、窓口レベルでの混乱は少なくなったが、 建築デザインに関する基準や内規がわかりにくいこと、指導内容にデザイン的な目的の不明、若しく は建築的物としてのまとまりを欠く事例も多く見られるなど、制度及び指導体制上の問題も多い。

デザイン基準及びその制度が実施される中で問題とされる事項については次のように指摘されよう。 町並の将来像にかかわる問題

町並の将来像が明確でない(共有されていない)

- ・デザイン基準による建築物の集積がどの様な町並を目指しているのかが明確でなく、市民的合意 も得られていない。
- ・どの様なデザインの町並を造り上げる為に基準を適用してデザインをまとめているのか、行政担当者も建築家も明確なイメージを持っていない。

地区別の景観的特質が明確でない

- ・地区別基準の地区範囲が広く、市民の景観的共通認識に会わない地区が散見される。
- ・地区で見習うべき建築物や界隈の景観が明らかになっていない。

建築物や町並の評価にかかわる問題

デザイン基準の妥当性

- ・「京都らしさ」を造り上げている、多様な時代の建築物による重層的町並や、市民の生活感覚、 住まい方の文化などを生かした基準となっていない。
- ・建築物の規模や視覚的効果が考慮されない基準となっている。例えば高層建築物が低層の残る都 心に建つと塔状の形態になるが、側面も含めたデザインとしての評価が無い。また、 アイ レベ ルでのデザインと中景観や遠望でのデザインの在り方などの反映。

部位別のデザイン基準を適用することが、美しい建築や町並形成に繋がるのか検証されていない

・美しい町並を作る要素としての優れた建築物評価が行われていない。

審査制度にかかわる問題

特集 京都市の新景観制度

町並を作る主体が行政と建築家に限定される制度となっている。

- ・市役所対建築家で建物デザインが決まる仕組みで、個々の建物に対し、隣接する地域住民やコミュニティー参加の途が含まれていない。(景観協定を結ぶなどの手続きが必要で、隣に建てられてしまった場合には無力)協議に時間が掛かるため、基準を満たすだけの安易な建物が横行し、質の悪い町並となる可能性がある。
- ・基準に合わせた安易な建築物が最も審査時間が短かく、一方、特例制度を活用して基準に抵触しても、良く練られたデザインの建築を造ろうとすると、協議が長引くため、現実的には取組が困難な仕組みになっている。

5.京都会に於ける取組

以上様々な課題を挙げたが、京都会としてはこれら課題を一気に改善することは困難としても、先に述べたデザイン協議会の場を通じ提案していくつもりである。

京都会では、既に景観に関する特別委員会を設け取り組んでおり、これら課題を念頭に置きながらも、景観形成のあるべき仕組みを考える為、まず皆で京都の町を歩き、建物や界隈の優れた物を評価することから始めている。

南北の通りについては大和大路を三十三間堂から三条通りまで歩き、多くの発見をした。また旧市街地を南北に通る新町通、壬生の繊維工場や労働者住宅が立ち並んでいて、現在住宅地に変貌しようとしている御前通りなどの踏査も行っている。

現在は、東西の二条通を堀川から河原町通りまで歩き、各自評価出来るスポットを写真及びコメントを付けたものを集計し、建築家が評価する優れた景観要素の共通認識を見つけ出す作業を行っている。興味のある会員の積極的な参加を御願いしたい。

その他、町並を形成するためには、すでに高層マンション建設の為にセットバックして駐車場となっているところの緑化の提案や、通り景観を復活させる門・塀・軒庇の設置など修繕的景観政策の提案、皆に評価されている優れた建築物の設計情報をアーカイブ化し、行政と建築家がデザインや設計の情報を共有する仕組み、建築予定の建築物のデザインを建築予定地に掲げることを義務化し、地域住民が町並デザインを共有化する機会を設ける等を提案し、実現のために具体的に取り組んでいる。

来年度、全国大会が京都で開催されることもあり、また、京都の景観制度はモデルとして同様な枠組みで全国的に広められることも予想されるので、今後とも会員各位の京都での設計体験・問題点・提案などを京都会に寄せていただきます様御願いいたします。



デザイン的に優れていても 周囲を威圧するマンション



まだ残る町家の連なり 保存的景観制度の必要性



側面デザインに配慮されない高層建築



マンションにより分断された町並 (新町通り)



旧市街地で多様に活用される町家



コンビニの駐車で壊される町並

連載 イののこころ

もてなすということ

坂田宗大 (裏千家淡交会 大阪北支部常任幹事



最近、テレビなどでよく、おもてなしという言葉をよく耳にする。

お茶を教えている立場から考えてみたいと思います。

私の家は祖母から父、母とそして私とお茶を教えることを家業としている。祖母の時代ならば花嫁修業ということでほとんどと言っていいくらいの女性がかじった程度は経験しているではないでしょうか。

しかし、最近私の所へ入門してくる若い方には花嫁修業という感覚の人は少ない。 点前、作法だけでなく広く日本の伝統文化である茶道を学ぼうという気持ちのある人 が多い。稽古を習いに来る人の目的は様々で、普段の生活(仕事、育児等)のストレ ス発散、年配者はぼけ防止とか、中には茶道を極めようと志す人もいます。理由は 様々ありますが、本来、お茶は、何の為に習うかといえば第一は人をもてなすという ところにあると思います。

もてなすと言っても色々な方法があり、大寄せと言って一日に何百人も招く茶会もあれば、正式な茶事と呼ばれるものは3人ぐらいの客で4時間程かけてするものまである。また、普段の来客でもちょっとしたお茶ごころがあるだけで来られた方も印象が違うと思います。

ではお茶会の中では、亭主(呼ぶ側)はどういう所に気を付けているかと申しますと、茶会はまず季節感を大事にします。それもクーラーや暖房器具頼らないで、道具等によって演出します。

例えば、夏は掛物に水に関係するものを使ったり、茶碗などは浅いものを使いますし、他の道具でも塗りものよりも木地のものをつかいます。お菓子を冷たいものにしてみたりします。茶室も夏は襖から御簾に変えたりします。逆に冬は暖かさを出すために、深い茶碗などを使います。茶室も火鉢等で客が来る前から暖めておきます。 利休の言葉ですが「夏は涼しく、冬は暖かく」と言っています。簡単なようでこれだけのことを文明の力をできるだけ頼らないでするのがけっこう難しい物です。また、茶会にはテーマ(趣向)を設定します。

例えば、一月ならばめでたい正月の趣向にするとか、あとは五節句、難しいものでなくとも自分の誕生日でもいい。それを演出するのが道具に付いている銘というものです。この銘がお茶の特徴最も表しているもで、お茶が日本を代表する伝統文化であるといわれる一番の理由だと思います。銘とは単にそのものの呼び名ではなく、故事、地名(有馬山、磐余野)、古典文学(源氏物語、伊勢物語等)、また季節の銘(初霜、早苗、ほととぎす等)などがあります。

これらはすべて平安時代の和歌の心からきています。そういう昔に茶人によってつけられた銘の付いた道具を趣向や季節によって使いわけ、その心を客はくみ取らなけれ

400000

ばなりません。

最近の茶会は亭主と客の会話は非常にマニュアル化していて、亭主はただ季節の道具を並べているだけで趣向がない場合が多いし、客もただ出ている道具を順番に聞くだけという茶会が多いように思う。それでは極端にいえば喫茶店と変わらない。

そこに一つでも文学性があれば非常にレベルの高いものになる。それがお茶のこころであると思う。

ですから、お茶の稽古は点前以外の方が学ぶ事がたくさんある。先程の文学全般はもちろん、茶道具については陶器、漆器、竹芸などの工芸関係など、書も読めないといけない。難しですがやりがいはありますし、知れることの喜びは非常に大きい。江戸時代、お茶が男性のたしなみであった時代には教養がある人がお茶をした訳で今の時代とは逆であるが、それでもいいと思う。

京都では国際交流センターで外国人にも教えている。最近は特に韓国、台湾、中国などの留学生が多い。彼らに茶道を学ぼうと思ったきっかけを聞くと、誰もが日本の文化を学ぼうとしたときに代表するのが茶道であるからと答えます。

日本人より日本文化に興味があり造詣が深いように感じる。授業ではまず席入の仕方、床の間の拝見の仕方を教えます。

外国人がはじめて入る茶室という空間が最も日本文化の特徴をあらわしていると思うからです。最近の日本の住宅では床の間ある家も減り、畳のある家すら珍しいこの頃ですが、私の恩師である故古賀健蔵先生が著書の中で拝見について書いている。「日本には拝見ということばがあります。

ところが、外国には見るはありますが、拝して見せて頂くなんてことばも概念もありません。

たとえば、日本人は茶室や客間に入ると、床の間の書画に一礼するわけです。これは、そこにはいないけれど、書画を描いた人の人格に頭を下げて尊崇の気持ちを表しています。 尊崇の気持ちがあるからこそ、座って、下から見上げる。これが拝見ということです。つまり、人格というものを尊重する。これが茶の東洋的な心ばえなのです。一方、西欧では、絵画と人は対等です。立ったまま見ます。そこには作品と見る人がいるだけで、描いた人物、人格を尊重するという思いはない訳です。

拝見というのは、日本文化の特質です」(「お茶のあるくらし」JULIAN)私ここでは特に外国人に対してお茶の作法だけではなく、日本の総合芸術として伝えていきたいと思っています。また、日本人には、昨今の食品偽装にみられようなうわべのもてなしではなく、日本人が茶道の中で400年以上培ってきた知恵と工夫を忘れずに本当のもてなしを忘れず後世に伝えていって欲しいと思います。

「JIAデザイントーク」

2007年度 第5回デザイントーク

開催日:2008年3月24日(月)

コメンテーター: 岡本隆、小島孜、本多友常

司会:青砥聖逸

発表者:正井徹、森村政悦

会場:大阪市中央公会堂地下大会議室

正井 徹氏(正井建築舎) 発表作品/急傾斜地の家(兵庫県西宮市)

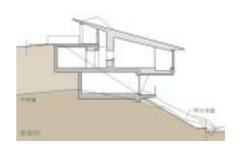
西宮市の市街地、丘陵の南東斜面に建つ住宅。

敷地は急傾斜地崩壊危険区域に指定されており、タイトルは そこから名付けたものです。 住まい手との出会いは少 例で、この敷地で既に着工の緒についていた工務店(設計施工)との請負契約で生じた紛争相談から。その後、様々も 緯から設計をお引き受けする事になったのですが、そもも の出会いがそんな感じでしたから、望まれていたのははあるものの敷地に立っての眺めは宅も の家」。 斜面地ではあるものの敷地に立って眺めは宅も のではありませんし、下手の空地では集合に主地 画もある。住まい手も周辺の平坦地より桁違いに安い計画 格に惹かれてこの土地を求めたのであって眺望云々が特段 購入理由でもなかった・・・ならば、この与条件の上で 5人のための「普通の家」=身の丈にあった暮ら りたさいを造ろうと試みたのがこの住宅計画でした。

具体的には、支持地盤面と基礎からの安息角で決まる接地面 形状と北側斜線による高さ制限によってほぼ決まる外観ボ リュームの中で、支持地盤まで掘り下げた地階を子供たちの ためのワンルーム空間とし、その上階は空中側・地中側共に 天秤状にスラブを伸ばす事によって、普通に住まいの中心で ある家族の間と家事空間をワンフロアに納め、アプローチと なる最上階は玄関のみとする事で、道路側からは小さな佇ま いに仕立てながらも、家族が集う場に広がりのある空間を与 えた住宅、となっています。







森村政悦氏(森村建築設計事務所) 発表作品/佐竹台の家(大阪府吹田市)

敷地は大阪府吹田市に位置し、新御堂や阪急電車により都市からのアクセスが非常に良い場所である。周辺環境は緩やかにのびる起伏のある斜面に、ゆとりのある良好な住宅と緑豊かな自然が点在する静かな住宅街に位置する。

この建物は、母親と成人した二人の子供のための住宅である。 地震等の災害に対して壊れくい免震機能を持つ住宅を計画し た。

全面道路と敷地の高低差が1.5 mある。免震装置のベースとなる基礎部分は地面に埋設されながらも、免震層が道路部分と同レベルでアプローチすることにより、建築基準法上、地上1 階地下1 階の階層となり意匠と構造の関係が成り立つ。

この建物は、全面道路から一方向に開放された免震層を通過するかたちでアプローチする。 免震層は、駐車場と階段室を兼ねたアトリウム的空間で光とさわやかな風を提供してくれる。

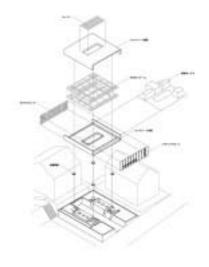
立地条件として、低層住宅街ではあるが、南側及び東側には敷地より用壁と隣接する建物により太陽光の導入が弱いため、中庭のあるプランとし、光や風、また玄関アプローチも兼ねることで、地下エントランスとを結びつけている。

上部構造は、鉄骨の周りを薄いコンクリートの皮が覆うような形状をしている。プランは、ワンルーム空間を四個の収納BOXで各用途に分節した2LDKである。北西に開いた大きな開口部と中庭の吹抜けから、風と光を室内に導き入れ、個室に面した南東側の開口にはガラスブロックにより、自然光を取り入れながら近隣の視線を緩和している。

また免震層が道路レベルと同じにすることにより、解放された 免震層空間は、目視による確認やメンテナンスを容易に行うこ とができ、また、デザイン面では、建物の「底」という新たな 一面を垣間見ることができる。

この免震住宅では、いままでのような壊れまいとひたすら剛性を確保してきた耐震構造とは別に、住まいを地面から切り離す事を具体化したモデルとなりました。 現実的に、住宅レベルでの使用はコストの関係もあり未開発な部分が多々あるが、震災を経験した私たちにとって、安全性について具体的にデザインする必要があることはもちろんですが、特に住宅において幅のある適応が必要だと考えます。







コメンテーター総評コメント

正井徹氏「急傾斜地の家」

奇抜で表現的なものより「普通の家」というコンセプトには共感を覚える。複雑な敷地地盤条件をよく工夫された素直な断面構成にまとめあげている。議論となった点は、一つは崖側の景観が将来期待できないと言う割に崖側からの立面がまるで広々と下界を見下ろす住宅かのように見えること(当面はそのとおりかもしれないが)。ヨーロッパの急斜面住居のように崖への見晴らしとは別の開放感を作り出す仕組みはないものだろうか。もうひとつはアクセスレベルからの景観でそっけないのも魅力ではあるが、もう少し住居空間への期待が高まるような表情が出ると道としての景観が豊かになるのではないか。

森村政悦氏「佐竹台の家」

大胆かつきめ細かいデザインで構成されている作品。少し戸惑いを感じるのは周辺の普通の家々が並ぶ中に「建築家のデザインした家」がまったく異なる風景を作り出しているように見えること。もともと新興住宅地というものはこのような住宅品評会的な景観を呈するものなのか・・。まちなみづくりという視点から各個が共有・協力できるアプローチが欲しいものだ。一方、あとの懇親会でこの住宅の建設に当たっての森村氏の苦労話(工務店倒産後現場を引き受けながら次の工事者へとつないでいった話)を聞かせていただき建築家が物を作り上げる執着心・責任感に感動した。

お2人とも1作品だけの発表でしたが、「斜面地という特殊な敷地での、設計者いわく普通の家」と、「普通の造成地での、免震という特殊な要求に答える家」という、デザイントークとしては絶妙の組み合わせとなり、充実したやりとりの中、住宅設計における作品性について考えさせられました。特殊性を強調するだけではなく、特殊性を手がかりにして、造成地という「普通性」に「普遍性を内蔵する固有性」を与えた佐竹台の家に、作品としての価値、魅力を感じました。 (小島 孜)

土地にたいする条件の捉え方が建築の在り方を大きく左右する例として、両者の設計はともに インパクトをもったプロジェクトとなっている。

正井徹氏による急傾斜地の家は、支持地盤まで掘り下げた箱の上に乗る主空間の構成が、個性的な断面計画を生み出している。斜面が急傾斜でありすぎるため、設計の意識は土地と建築を切り離す方向に向けられているが、立地のハンディを乗り越える工夫として内部空間と斜面地の空間的な繋がりに、さらなる可能性があったのではないかという思いは残る。しかし土地のハンディを、建築のプラス面にまで昇華させるのは言葉では易くても、実現の難しいことは承知の上での議論である。

森村政悦氏による佐竹台の家は、宅地造成された敷地と道の傾斜が生み出すレベル差を逆手に取り、「土地の切り込み」と「その上に浮遊する空間」を、免震装置という存立理由を介入させることにより組み立てている点で、高い構成力を見せている。また素材とディテールに向けられた完成度への執着には目を見張るものがある。

古くて新しい課題ではあるが、完成度や作品性の今日的な意味について、改めて一石を投じて くれたプレゼンテーションであった。 (本多友常)

北インドの遺産を訪ねて

「現在躍進のインドを建築家の視点・保存を個人視察する」





世界的に第3世界の時代と報道されている北インドを今回視察した。デリー・ベナレス・アグラ・ジャイプールとインドでは有名な都市をバスと列車他を利用してインド社会の現状体験を終え紀行文として掲載をしました。

7月13日から19日の1週間の旅程で雨季のデリーに到着、雨季のはずが結果幸いにし1日も雨によることが無く帰国後日本の熱射に驚いている次第です。

先ずベナレスの都市迄飛行機で行きサナルートをスタートとした。当地は仏陀が始めて説法をした寺院「三蔵法師がたどり着いた終着の場所」や仏塔等の遺跡群が保存されていた。保存状況は庭園式に開放され各部分は現在補修進行中で丁寧に保存されていた、石造群は全てインド砂岩で築造されている。

翌日早朝ガンジス河に行く、朝5時夜明け前には既に多くの信者が列をなして河に向かって進行。宗教は問わずとの事、途中多くの牛・犬・羊・山羊・豚・人間が動物と同じく朝露で濡れた路上で寝そべりその間を信者が通り、又その隙間を荷車・牛車・人力車・電動式力車・自転車・パイクと秩序無く騒音とクラクションと鉦と雑踏の中、一路続いている。

このエリアは沐浴では一番有名な大切な場所の様である。河は黄土色に薄黒く濁りきった水で、河に沿って城壁・いくつもの寺院・みすぼらしい住宅と火葬場と連なっている。この河には雨水、汚水、雑排水、家畜の汚物、洗濯用水、火葬場の洗い水が流れ込み、しかも3歳未満の幼児の遺体は石に繋がれ放流されている。

信者達は我先にと沐浴に、顔を洗い、歯を磨きこの水を口に 含みその場で吐き出しその隣で汚れた衣服を洗っている風景 が、聞いていたものの現実を目の当たりにすると大きな衝撃を 受け、其の夜次の目的地に夜行寝台列車移動をした。

翌16日はアグラに到着、駅は改札も無く牛が大きく寝そべり 多くの人間が糞尿の横、ごろ寝で一夜を明かした様で異臭が 漂っていた。

このアグラでは誰もが一度は訪れたい世界で一番美しいと言われているインドを代表する建築:タージ・マハールを見学、幸い雨季のせいか観光客は意外と少ないようであった。宮殿位



サナト - ル仏塔



ガンジス河の沐浴



ガンジス河の火葬場



タ- ジ・マハ- ル 宮殿全容

置はやはり雑踏とした広い貧困な旧街の中心にあり一歩宮殿に足を踏み入れると其処は広大な遺跡のエリアとなっている3つの宮殿のゲートの中心にこの白亜の宮殿が前庭広大な中に非が彫着したかのように圧倒され動く事にもためらいを感じられた。優雅な曲線の外観を大理石で覆い、デザインは文化のレがの高さを髣髴と感じさせている。その全てに細密な彫刻が、気の遠くなるような連続でしつらえた宝石のような偉大なかい、気の遠くなるような連続でしつらえた宝石のような偉大なかい、気の遠くなるような連続でしつらえた宝石のような偉大なかが眼前に広がっている。現在の建築物では忘れ去ったが建物が眼前に広がっている。現在の世界遺産アグラ城へと移動、雄大なこの城は全てインド砂岩で覆われて非常に重くななっている。床、列柱、壁、天井には宗教文字と幾何学模様の彫刻が所狭しと施されている。

7月17日ジャイプールに移動この大きな都市も周囲びっしりと貧困の世界の中に佇んでいるファイティプールシクリ宮殿と窓のデザインで有名な「風の宮殿」を視察。何れもインド砂岩で全てを覆われて緻密な彫刻が施されている特にファイティプールシクリ宮殿は王の宮城として広大な広さを誇り日常生活のエリヤとなっている。

7月18日旅の最後の訪問地となったデリーのフマユーン廟とタージ・マハールの設計者の立派な廟を訪ねる。次に石造建築ではインドで最も高い73mのクトゥミナ・ル塔が最後となった、足元直径約30mのこの塔の外装は隈なく彫刻が施されている。

対面には当時この塔3倍の面積と3倍の高さの計画をした塔で20m部分で王の崩御と共に中断された建造物も遺産として保存されていた。

最後にインド視察を終えて、特に約500年前の遺産の周囲で現代文化を享受出来ない貧富の差と、教育を受ける事の出来ない文盲の、牛馬以下生活、の生まれながら家族裸のホームレス生活が現実としている事が世界で一番美しい建物と、同居の事実に切実に感傷的な想いでインドを後にすることになりました。



アグラ城の列柱



室内に施された彫刻

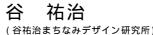


風の館



巨大な塔

湖都の風景





滋賀県が一昨年度に実施した「湖国風景づくりワークショップ」でのアンケート結果によると、「景観のために規制を強化すべきだと思いますか」との質問に対し、9割近くの方が「規制を強化すべき」、「少しは規制を強化すべき」と回答された。

具体的な規制内容については「建築物の高さ」と答えられた方が最も多く、相次ぐ高層マンション建設に対する懸念と考えられる。

これらを背景に県は「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」の見直しを決定。滋賀県景観計画が今年度中に施行される運びとなったが、湖岸に面して市街地を有する市の多くは景観行政団体であり、広域的な視点での風景づくりは「景観行政団体連絡協議会」の設置など、景観法に基づかない独自の取り組みによって実施される事となった。

法的拘束力がない中での理念共有。各市とも景観法に基づく主体的な取り組みを実施しているが、大津市については琵琶湖岸にて建設が進む高層マンションの大半が位置しており、都市計画法に基づく規制の実現が喫緊の課題となっている。 大津市景観計画においては、歴史上重要な資産や周辺の自然環境との調和を図る事などを目的とし、眺望景観保全地域を設定。重要眺望点から山並みの稜線・琵琶湖への見通しを確保することで高さの抑制を図っているが、効果のある地域は限定されてしまう。

また、大津市は30年以上前に、市街化区域の約8割を占める住居系用途地域を第1種から第3種の高度地区に指定。商業地域においても石山寺周辺地区を第4種高度地区に指定するなどしてきたが、需要不足傾向の中でも高層マンションは建設されつづけており、更なる高さ規制を望む声は今も高まっている。高次な都市機能の集積を図るべく、商業系用途地域の土地利用を誘導してきた大津市であるが、高度利用のあり方に関して検討を始めることが決定されるなど、ここに来て新たな局面を迎えている。現在、都市計画部関係各課のメンバーからなるプロジェクトチームが設立され、市民団体・職能団体と継続的な意見交換会が行われている。検討委員会の設置を念頭に置いたもので、市民との合意形成に向けた取り組みと評価できよう。

最終的には景観審議会、都市計画審議会に諮問がなされ、高度地区の指定等がなされなければダウンゾーニングは実現しない。ただ、全国10番目の古都において、100年後を見据えたまちづくりが静かに動き始めた事だけは、間違いなさそうだ。 景観を視覚に映る実態を客観的に捉えたものとし、風景をより広い範囲を主観的、情緒的に捉えたものと位置づけるのであれば、地域の実情に応じた高さ規制をしていかなければ良好な風土は生まれないと考える。

一人でも多くの市民が当事者意識を持ち、まちづくりにおいて優先すべき事項 を確認し合う。こういった作業の継続が風土を継承していくことに繋がり、良 好な景観・風景を創出するのだと信じ、これからも活動を続けていきたい。



建設が続く高層マンション



源氏物語ゆかりの石山寺周辺地区



比叡山の麓から眺めた大津



重要眺望点からの景観 (名神高速道路:大津SA)

椎名英三氏、梅沢良三氏構造のIRONHOUSE見学 及び 関東甲信越支部住宅部会との交流会

杉元孝治 (有思考設計室)



担当世話人 吉羽裕子・杉元孝治

日時:6月21日(土)10時30分(小田急成城学園前駅集合)

場所:成城界隈 内容:住宅見学 参加数:16名

関東甲信越支部住宅部会の皆様の案内で駅前を出発、成熟さ れた成城の住宅街は多くの建築家の作品がいたる所に顔を覗 かせているが椎名英三氏と梅沢良三氏のIRONHOUSEはその中 でも圧倒的な存在感を放っていた。この日はオープンハウス となっていて沢山の見学者と一緒になりましたが両氏からも 話しを伺うことができ充実した見学となりました。

午後からは、これも関東甲信越支部の計らいにより日建設 計の赤川鉄哉氏の自邸を見学出来る事となった。

約束の時間まで少しあったので椎名氏のアトリエを見学 ラッキーなことにここもオープンとなっておりゆっくり見 学することができました。

この後妹島和世氏の成城タウンハウスを見学し赤川邸へと 向かい設計者でもある赤川氏本人から話を聞くことができ ました。非常にハードな一日となりましたが。その後の交 流懇談会も和気藹々と意見の交換ができこの様な機会が持 てた事を関東甲信越支部住宅部会の鈴木氏、森岡氏をはじ めお世話していただいた皆様に感謝いたします。



IRONHOUSE



椎名氏のアトリエ



赤川鉄哉氏の自邸



妹島和世氏設計の成城タウンハウス

新入会員紹介

京都府 若野 豪宏 (株)住建設計 兵庫県 木村 誠 住まい 木創舎 奈良県 上大谷了三 U·A·O(1-·ア-キテクツ・オフィス) 奈良県 桝谷 博文 一級建築士事務所P-style 大阪府 青井 弘之 (株)一粒社ヴォーリズ建築事務所 大阪府 河合 良 (株)カワイ設計工房 木戸 義弘 大阪府 木戸義弘建築設計事務所 大阪府 多田 将宏 エムカ・ヴェーー級建築士事務所 大阪府 溝口 修 アンダーコンストラクション建築デザイン事務所 大阪府 米原 稔雄 米原建築デザインオフィス

編集後記

暑中お見舞い申し上げます。

新年度は、6年間務められた小南委員長、小池副委員長に替わり京都の木戸口副委員長と一尾が委員長の体制でスタートしています。宜しくお願い致します。小南さん、小池さん長い間、お疲れ様でした。

設計界は、依然と厳しい状況が続いています。構造の偽装問題に端を発し、昨年の基準法の改正に始まり今秋には、改正建築士法に基づく新しい建築士制度が、スタートします。

広報委員会は、2008年度、近畿支部の5重点委員会のひとつであります。吉羽支部長のテーマ「行動するJIA」を基に今まで以上の対内広報は勿論、対外にも積極的にJIAをいろんな媒体を通じて各委員会活動や部会活動、事業の案内等をピーアールしていく予定です。また、6年間親しまれてきた会報誌「JIA News Kinki 翔」ですが、現在、支部ホームページにPDF形式で掲載されています。この会報誌に対するアクセス数が低迷している状況から次号からは、ブログ形式に移行することが、前回の役員会で了承されました。内容も新たに、会員各位をはじめ対外的にもより楽しく有意義な情報を発信し、一人でも多くの会員外の人にJIAが認知されるよう広報委員一同、頑張っていきますので今後ともよろしくご支援ご協力をお願い致します。

今回の夏号でブログ化により編集後記が最後となります。また、前号の編集後記が引継ぎなどの手違いで未掲載をお詫び申し上げます。 (広報委員長 一尾晋示)

広 報 委 員 会

一尾晋示(大阪) 木戸口浩之(京都) 副委員長 井上 守(大阪) 上野山和男(和歌山) 大江一夫(兵庫) 太田恭司 (大阪) 小島 孜(大阪) 佐藤洋司(大阪) 澤村昌彦(大阪) 竹田誠男(奈良) 田中誠次(滋賀) 土山達也(兵庫) 横関正人(大阪) 事務局 穴井宏樹 木田明生 緒方英輔 発 行 日 2008年8月12日(夏号) 発 行 人 吉羽逸郎 行 社団法人 日本建築家協会近畿支部 〒 541-0051 大阪市中央区備後町 2-5-8 綿業会館 TEL06-6229-3371 FAX06-6229-3374 ホームページ http://www.jia.or.jp/kinki メールアドレス jia@bc.wakwak.com

	中高層建築物							屋		根				屋根	材 等		L	į	軒·	庇							外	壁	等						屋相	根以外の	の色彩	L		その他		
						1	勾配※1		特定	三勾配	塔屋	道路	本	金質	等	一に域	道路に面	する部分に	特定勾配	の軒庇		の道 分路	を基調		圧迫	平階	「以上の外壁で の外壁面より	发退 壁呂	! 史	史 調	心 並域	道 道 路 路	し道 台路	道 材化路	毛 自 然	歴史	沿 市道 街	道路に面しされた空地	し、駐車場等 地を設ける場	等の開放 道 場合、下 路	以塀内の	ガ門 ラ及
						軒ののの	f It	そ 軒 の の	軒の	け そ ら の		に 面 し 切	瓦	板	の風情を	配特慮性を踏	軒の出60)cm以上	軒の出	90㎝以上	離階		壁 の	亥 路 特	遊の低減	向き	Dcm以上) 可 道 川 路	退道を後ろ	並	ا ع	部 景の 観景 に 観 い と 観 い の 特	道路から見える道路面は両隣の	、面 屋の 外外 階壁	面 (す 5	皆 景観 と調	並	道の町並みの町並み	記を周囲の	の景観に調和	和させる に 面 する	高さは	スが 面塀 を露意
				別表	図	出 9 6 0 0	の	他 出 9	6	0		妻 平			有す		1階	2 階 の	1 階 外	2 階 外	ー れ庇 そ な等 の いの	かな	造 建 り 築!	조	6	強調		境界の	や伝	調 記	台 調性 首 和を	部家	等か	意 (和 15	調和	いに調かいます。	門 ‡	塀 生 垣	塀 具	. 8	出匠 し形
					号	cm cm 以 以 上 上	n 3 L 0	cm 以 上	cm 以 上	0		入 り ※ 2			るもの	好	壁	外	壁	外 壁	他先端が道路か	仮退又は外壁面	式! を! 継ば 承 :	e に 上 ら 面 す む む	る 側 壁	4			統的建造物と調	1	かし、良好 生かし、良好	分は3階以下	突出	1 4 6 1	り 等 の 自 然	ALL I	和和和			は和風の意匠	か ら 2 	態は和風とし
ŀ	山ろく型美観地区			1	1~4	0	0				×		0 (0	0	景						回 O O		-	0			σ.	D 語		としな		+	3	0	\pm		0 (0 0		m	`
I	山並み背景型美観	地区		2	5∽8			0			×		0 (0	0							0			0										0			0 0	0 0			
-	岸辺型美観地区				9∽17		0				×		0 (_	0										0	0 %	0								0				0 0			
	旧市街地型美観地					0		0		0			0 (0				0								<u>%7</u>		0							0		0 0				
	歴史遺産型美観 地区	一般地区		5	27~33			*	1	% 1	×	_		0	0		0		0	0							<u>%</u> 7		0			О)			0		%12 %			. 0	
		祇園縄手・新門前歴史的景観	現保全修意地区	6	34				0			0	0		0		※ 5						0 0					0				*	В			0				0	W11	
		祇	園町南側地区	7	35			0)			0	0	(0		Ш				O ※5		0 0				0	O A				×				0				0	жп	
		祇園町南歴史的景観保 全修景地区	'川町地区	7	35			0)			0	0	(0			O **!	5				0 0				0	O B-1				×	В			0					O ※11 B-2	
		Д	坂通地区	7	35			0	,			0	0		0						O ※5		0 0				0	0 -1				×				0					O ※11	0
		上京小川歴史的景観保全修	景地区	8	36				0			0	0		0				O %5				0 0				0					O **	, ×			0				0)	[
		伏見南浜界わい景観整備地	区	9	37				O %3				0 0	0	0				7.00		O ※5			0			O %4		0	0						0		O (
		三条通界わい景観整備地区		10	38				7.0				0 0	0	0						,,,,,	O ※4 E-1					O E-2		0							0		X12 X	X12			
		上賀茂郷界わい景観整備地	区	11	39				0	0			0	(0				0	0		0 %					O ※4		O 外構 含む							0			O §13	0		
		千両ヶ辻界わい景観整備地図	区	12	40			0)			O ※4	0		0				0	0		0 %				0	0	O *4	0			O ※4	× ※10			0		O (
		上京北野界わい景観整備地	区	13	41				0				0		0				0	0		0 %	0	() (4	0	0	O %4	0			0 %				0			0			O ※4
		维	道北、街道南地区	14	42								0		0				0	0		***	***	2	(4		0	G-1	0			*4 G-	2 210			0			0 0			**
		四京性原介(ル・京観堂 ――	道沿い地区	14	42				0				0						0				0				ОН	0			0	0 0	× 9 ※10	0		0			0 0			
		本願寺・東寺界わい景観整備		15				0 %4				0			0				O I-1	0		0				0	O *4		0	0	※ 4	*		O ※16 I-3		0		0 0				
-	公道型美観地 区	都心部幹線地区		16	44~49			OZ								0											I-2	0						I-4		4	0					
,	百 担至天観地区	三条通地区		16				は※3 O又			×		0 0	0	0				0			0					0	J		С						0	U	0 0	0			
<u></u> .	市街地型美観形成				51~56			は※3 O又 は※3						0	0							0			0		※ 7				0											
見		幹線地区			57~59			OZ								0															0						0	O (%12 %				
	沿道型美観形成 地区	幹線地区 衣掛けの道地区		18		0		は※3			Ţ		0 0	0	0				0	0		0 0			0										0				0 0			
+	 山ろく型建造物修景				1~3	0					^		0 0		0							0			0										0			%12 %	K12 <u></u> *12			
: H	山並み背景型建造				4~7			O又 は※3					-			0						0			0										0							
י ו	岸辺型建造物修 景			修3	8			O又 は※3								0						0			0										0							
F	町並み型建造物修力	景地区		修4	9~6			O又 は※3								0						0			0												0					
	が 日本瓦、平板瓦は原則と 銅板は、素材色又は緑青 銅板以外の金属板及びそ				***	2道路が交 3屋上の/ 4重要界れ	と等に良好 交わる敷地 パラペットの わい整備地 ひって和風の	な屋上の景観にあってはい。 にあってはい。 形状により、1 域のみ適用 の高塀等を設し	ずれかの? 切配屋根!	道路とする こ類似するエ	夫を施し、良	を好な屋上 ら見えない	場合はこ	この限りで	ない		5こと - 八坂通地!	区]			1	※7河川・道 景観※8 1階のが※9 1階のが	に和風意匠の: 各に面する外壁に配慮した場合 壁面が原則と 壁面が原則と 壁面が原則と	面を河川・道路 はこの限りでが して1.8m以上後 して3.6m以上後	各から十分を ない を退する場合 を退する場合	後退させ、か 合は、塀又は 合は、塀又は	つ、河川・道 は柵を設ける は柵を設ける				することに。				※12河川 ※13和原	あってはそ 川に面する 虱の意匠と	その高さ以下 る場合も含む	ことすること		が2.5mを超える	ものに	
・ コニー: に設け の用に i機器の	傾斜した壁(柱含む)とした 光沢のない材料を使用す を設ける場合はインナー/ る建築設備は、ルーバー 供する敷地に面して、クー 前面に格子等を設置し、1	ない る(ガラス、自然素材を除く)	せる 設ける場合 り建築物と		Ci	抵園町南原 A:花 抵園町南原 B-1:	歴史的景観 :見小路より 歴史的景観 :宮川町通。 :建築物の!	保全修景地区 4m以上、その 保全修景地区 より2.7m以上、 数地が宮川町: についてもこの)他通りよ 【-宮川町: その他通 通と川端;	り3m以上 地区】 りより1.8m以 画に面する場	合は、		C- C-; C-; 上京小川 D-	1:八坂通 2:門の位 3:塀は上き 4:1階 軒5 歴史がし、 1:ただし、 超:2000 1:	りより90cm 大場の 大感を が連続す を を を を を を を を を を を を を	IDL 位置より じさせない や屋根化 る町並み る景地区 が適用さ あっては	道路から後い意匠形態 け高塀を設み景観を保 よまれる際にま	と と と は は は は は は は は は は は は は	が2.0mを こと		E-1:三 E-2:近 【千両が辻界#	代わる柱のi	部分は、道路均 高までの距離を 形態意匠とする 地区】	十分に取り、活	気と潤いの				G-1:上七 G-2:1階(サ 球極原界わし H-1:道路	の外壁面が 場合は、塀 い景観整備 R境界より3.	以上、道路 原則として2 又は柵を設り 地区-街道2 8m以上		退する]を設ける	I I I 【沿道型	I-1: 重要引 I-2: 道路が I-3:道路の 特に3:道路の I-4:道路の 正 I-4:道路の 正	界わい整備 可する外壁面 が交差のある又 P P P P P E 面性を図る E M M M M M M M M M M M M M M M M M M	地域で道路か を優先し、八 地にあっては は公共的な施 にを構成する は公共的な施 が態匠とす 線地区】	(条通以南に は、東西の通 を設の周辺で る要素を取り を設の周辺で する。ただし	地にあっては、大にあっては、大手りに面する外見で面するり入れるで二道路に面する。東寺周辺地区	宮通側を優壁とする 51階と2階に する場合、名は除く	先

中高層建築物						屋		根			1	屋根材	等			軒・	庇							外	壁	ŧ	等						屋根	以外の1	色彩			その作	 也
					勾配※	1	特	定勾配		道路	本	禹 板	同 景地 等 観場	ŧ	面する部分	に特定勾	配の軒庇	- (面道和風の路	を基調			圧 ガ迫 平	平 1階の外	壁面より後	はの道を外路	和史 史	の心田	丁域 路	路	し路 呂	各材層		史 道	街	放された	2地を設ける	る場合、	道 2 塀 し門路 の、及
				軒の	軒(. -	軒軒		7	面し	瓦	版	の に特 風 配性	軒の出6	Ocm以上	軒の出	出90cm以上		分か 節ら の		物当 壁道の該 品		感がした。	ち 退(90cm 句 河 ジ 川	道退泊	壁に 面面 をす	的 町 産 並 と	和の景	景景 ら	面は、両	`の 直	こ 階 面 の ナ 外	景観日	的 の 町 町 並 並		せる	囲の景観に		に 5高 ガび 面 m さ ラ塀 す 以は スの
		別 備表 考	地 図	出 9	出 (う の ば 他 の し	の 出 出 9 6	ぱの	他	切妻			を 有 す ま	1	2 7		2 7	れ庇 な等	十 分	造 り	建地 が 変区 て	及 にか メ 3 ら	減量	関して	に ま	境 後る 退 3	み や 調	線と	上特 え D性 る	. 隣 の	外壁 る 階面 意	5 壁	調和	み みと に	並み	門	塀 生	±	る 内1 面意 き匠
			番号	Cm 0		日 3 n	0 0 cm cm 以 以	3		入り			9 ス る 良 も 好	. 階 . 外 . 壁	階 0. 外 他 壁	り 階 也 外 壁	階 σ. 外 ft		な 後 退			可 階見 以え		す る 外	ر ا	か か ら 2 4	伝 統 的	の「和		8 家屋		意 に 五 貼り		調調調和 和			理		具 8 露形 は m 出態 和 か しは
				Ě	上口	m N	Ě	cm 以		2			の屋					が道	又 は 外		継的 正承名 3	面 一側		壁	壁 r	m 階以	建 造 物	な		連続	出した	等の自							風 ら な和 の い風 き
					-	E		Ŀ					σ					かか	壁		建多	5 む面			1	後上	گ		好下		た 物	然							匠
		北白川・銀閣寺	F周辺 1		0 (×	:	0)	0						0 0				0										0				0 0		
	山ろく型美観地区	渋谷・馬町	2		0 0				×		0 (0						0 0				0										0				0 0		
		今熊野・泉涌寺			0 0				×		0		0						0 0				0							+			0				0 0		
		本町筋・稲荷山			0 0				×		0		0						0 0				0										0				0 0		
		下鴨神社周辺 田中·吉田	(2) 5			0			×		0 0		0						0				0										0			_	0 0		
	山並み背景型美観地区	京都大学周辺				0			^		0		0						0				0										0				0 0		
		聖護院・吉田山				0			×		0		0						0				0										0				0 0		
		哲学の道	9		0 0				×		0		0											0 0									0				0 0		
		岡崎・疎水	10		0 0				×	:	0 0		0										0 0	- X: /									0				0 0		
		白川・疎水	11		0 (×	:	0		0											D 0 %7									0				0 0		
		鴨川東(1)	12		0 0	0			×	:	0	0	0										0 0	_									0			0	0 0		
	岸辺型美観地区	3 鴨川東(2)	13		0 (5			×	:	0	0	0										0 0	0 %7									0			0	0 0		
≜		鴨川西(1)	14		0 0	0			×	:	0	0	0										0 0	771.1									0			0	0 0		
~		鴨川西(2)	15		0 ()			×		0	0	0										0 0	O %7									0			0	0 0		
		高瀬川	16		0 0)			×	:	0	0	0										0 0	0 %7									0			0	0 0		
T.		濠川·宇治川派	永流 17		0 ()			×	:	0	0	0										0 0	0 %7									0			0	0 0		
44		西陣	18	0							0	0	0			0	0								O ※7		0							0		0	0		
<u>u</u>		御所周辺	19	0							0	0	0			0	0								O ※7		0						(0		0	0		
_		鴨東	20	0							0 (0	0			0	0								O ※7		0						(0		0	0		
×		鴨川	21	0							0 (0	0			0	0								O ※7		0						,	0		0	0		
	旧市街地型美観地区	4 二条城周辺	22	0							0 (0	0			0	0								O <u>*</u> 7		0							0		0	0		
		職住共存(1)		0		_					0	0	0				0						_		O <u>**</u> 7		0	\vdash		\perp				0		0	0		
		職住共存(2)		0							0 (0				0								O <u>**</u> 7		0							0		0			
		本願寺周辺		0	1 1						0 0		0				0								O ※7		0							0		0			
		伏見		0			0	0					0				0								※ 7		0							0		0			
		下鴨神社周辺					※ 1	※ 1	×	,	0		0				0								O ※7	\rightarrow	0							0		%12 % O	(12 O		
		御所 二条城	28				O ※1 O ※1	0 ※1	×		0 0		0				0								O **7 O **7		0							0		%12 % O	(12 O		
= + ++ + =	一般地区	5 先斗町	30				%1 O %1	<u>%1</u>			0		0				0								%7 O %7		0							0		%12 % O	0		
歴史遺産型美観 地区	MXPGE	祇園・清水寺周					%1 O %1	<u>%1</u>	×		0		0				0								%7 O %7		0							0		%12 % O	O		
		本願寺	32				0	%1 O	×	:	0		0				0								%7 O %7		0							0		%12 % O	0		
		東寺	33				%1 O %1	%1 O %1	×		0		0				0								%7 O %7		0							0		%12 % O %12 %	0		
	祇園縄手·新門前歴史的景観保全修景地区	6	34				*I	71.1		0	0	0	0	O %5						0	0				*/ 0					O **8				0		2012 2	.12		0 0
・ 共通の基準> 屋根の色彩 ・日本瓦、平板瓦は原則。 ・銅板は、素材色又は緑	としていぶし銀とする			※1屋 ※2道 ※3屋 ※4重	路が交わる 上のパラペ 要界わい整	敷地にあって ットの形状に 備地域のみ	の景観の形成 ではいずれか により、勾配屋	成に資するもの道路とす ・の道路とす	る る工夫を	限りでない	い 子な屋上の景	観形成に面	記慮されたもの	シとすること				***************************************	K7河川・道 景観 K8 1階の9 K9 1階の9	ハに和風意 路に面する に配慮した 外壁面が原 外壁面が原	に匠の塀等が る外壁面を河 に場合はこの 原則として1.8 原則として3.6	可川・道路か)限りでない m以上後追 im以上後追	nら十分後: v 退する場合 退する場合	は、塀又は相は、塀又は相	ない 、河川・道ii lを設ける lを設ける	路に沿って門			きすることに	1 /// 0			※11ただし	、この規 ってはその に面する ^は	の高さ以下 場合も含む	下とすること	現存する塀		- ※11
・高さは3m以下。位置、財外壁 ・傾斜した壁(柱含む)とし ・光沢のない材料を使用・バルコニーを設ける場合は、ル 屋上に設ける建築設備は、ル 公共の用に供する敷地に面し 設備機器の前面に格子等を影調和させる	する(ガラス、自然素材を除く)			【祇園	A:花見小品 町南歴史的 B-1:宮川町 B-2:建築物	8より4m以上 景観保全修 T通より2.7m mの敷地が2	景地区-祇園 こ、その他通り 景地区-宮川 以上、その代 宮川町通と川 でもこの規定	Jより3m以」 町地区】 b通りより1.8 端通に面す	: m以上 る場合は、		C- C- C- C- 【上京小川 D-	1:八坂通り。 2:門の位置 3:塀は長大 4:1階上部の 軒先が 歴史的景製 1:ただし、こ 超える	根保全修景地 はり90cm以産 は場の位させ; の通り底や屋町 連続する町は 根保全修景地 の規定が適り ものにあって して門及び場	り道路からない意匠形 根付高塀を をみ景観を 区】 目される際に は、その高	6後退 /態 /設けること 保つ こ現存する さ以下とす	5塀が2.0m ること	【 ∓	条通界わい E-1:三条 作 E-2:近代 両が辻界わり	景観整備地 通に面する そわる柱の 注風建築の	B区】 S部分は、i 面までの距 の形態意匠	道路境界線	から当該建 取り、活気	建築物等の。 にと潤いのま	外壁又はこれ あるものとする	นเ	【上京北: G G 【西京樫 H	野界わい景 i-1:上七軒よ i-2:1階の外	観整備地区 り3.6m以上 壁面が原則 ま、塀又はす 観整備地区 より3.6m以	- 、道路境 川として2.70 冊を設ける K-街道沿0 ↓上	m以上後退。 る い地区】	する		I-2 I-3 I-4 【沿道型美	: 重要界 : 道路が : 道路の3 (:)) (:) (:) (:) (:) (:) (:) (:	わい整備 る外を変わる外を を差点る又に のあたのと 性を図幹	地域で道路で生いた。地域であっては公共的成立とは公共的成立と構成なる。形態地区】	八条通以南 は、東西の記 施設の周辺 る要素を取 施設の周辺 する。ただい	にあっては 通りに面す。 !で道路に配 り入れる !で二道路!! し東寺周辺	では、東西の通りに た、大宮通側を優先 る外壁とする 面する1階と2階に地間 に面する場合、各々に は地区は除く ・ら1m以上後退

中高層建築物						屋	根			屋根	艮 材 等			軒・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・							外	壁	等						屋	屋根以外の)色彩			その他	
					勾配※1		特定勾配		塔 道 日本瓦	属	板等	景地 道 観域 に特	路に面する	部分に特定	勾配の軒	庇	面道の路分か	和風を基調			圧 水 平 方	3階以上の 1階の外壁 退(90cm以	世面より後	の道 調歴 外路 和史 壁に 的	史 の	:都 な地 D心 町域 調部 並の	路路	し路	路材	低 自 然 景	史道	道街	放された3	面し、駐車場等 空地を設ける 団囲の景観に		し門 そ 、及 の ガび 他
				1 11 1	軒 軒 けの の ら	1 7 1 1	軒りのの	け そら の	面し	100	風	77.44	の出60cm以	上 軒の	D出90cm以	以上 ら 離原	1 節ら	壁		路 特路	の 低 を	河 i	* 19.*	面面 町をす 並	産利	ロの 景景 幹 観観	ら 見 両	ロ の 屋外 外壁	面 す	の 観 外 と	町町	の地町の町町町	せる		面 mさき	ラ塀 スの
			表考	番 号	出 出 ば の 0 日 cm cm 3 以 以 0 cm にm 以 以 0 cm にm 以 以 0 cm にm 以 にm にm 以 にm 以 にm 以 にm 以 にm 以 にm	() C J	0 0 Em cm : :	ば 他 の出30cm 以 F	切妻平入り※2		を有するもの	え 良 好	1 2 階 外 壁 壁	他外	2 階 外 壁	他	等の先端が首	造り	築様式を継承 区の歴史的名	及び河川に面するに3階以上)含むから見える側壁面	減 強調	するる	す から る ら 外 2 m 以	(4 的建造物	和和	沿道の良好の段がし	部分は3階 課続	外階段等出した	定匠	壁に石貼り等の自	題 1	みに調和 並みに調和	門	塀 生垣	塀 具 8 m b m l l m l l m l l l m l l l l l l l	を匠
					L L		-					0				1			造	外外			後	Ι .		観好	下	物		然	\vdash	+	\dashv	+	匠	
		祇園町南側地区	7	35			0		0 0		0 0				\perp	O ※5		0	0		_	(0	O A			O ※8		_		0	_	Ш	\perp	0 %11	
	祇園町南歴史的景観 保全修景地区	宮川町地区	7	35			0		0 0		0 0			O ※5				0	0				0	O B-1			O ※8				0				O ※11 B-2	
		八坂通地区	7	35			0		0 0		0 0					O ※5		0	0				0	O C			O %8				0				O *11	O C-2 C-3 C-4
	上京小川歴史的景観保	全修景地区	8	36			0		0 0		0 0			C **	5			0	0	0		(0				O ※9	×			0				0	D-1 D-2
	伏見南浜界わい景観整6	備地区	9	37			O ※3		0	0	0					O ※5			(0			O %4	0	0						0		O (O ※12		
	三条通界わい景観整備が	也区	10	38					0	0	0						O ※4 E-1						O :-2	0							0					
歴史遺産型美観 地区	上賀茂郷界わい景観整	備地区	11	39			0 0	0	0		0 0			c	0			O ※6					O K4	O 外構							0	Т		O ※13	0	
美	千両ヶ辻界わい景観整備		12	40			0		O ※4		0 0			C	0 0			O **4			0		0	含む O ※4 O		;	O **4	× ※10			0		0 (0		
観	上京北野界わい景観整		13	41			0		0 0		0 0				0 0			0 0		0	0		0	F O %4 O			0 0	×			0	+		0		0
地		街道北、街道南地区	14	42				0	0		0 0				0 0			*4 *4	1	*4			0	G-1 O		;	%4	※10			0	+	*13 *	×13		*4
区	西京樫原界わい景観 整備地区	街道沿い地区	14	42			0		0 0	_	0 0				0 0			0					H -1	0 0		O *4	0 0	× ※10 H	O H-2	+	0	\top		0 0		
	本願寺・東寺界わい景観	整備地区	15	43		(%	O K4 O		0 0	0	0			C	O O I-1			0			0	%	O ¥4 -2	0	0		7.0	3	O 16 1-3 1-4		0		0	0		
			御池通	44		O又 は※3						0												0		0			1-4	5	,	0				
			四条通	45		O又 は※3						0												O		0			C	5	(0				
	都心部幹	幹線地区	五条通	46		O又 は※3						0			\perp									0		0			C	0	(0				
沿道型美観地区	BI-O HPT	1997-C EL	16 河原町通	47		O又 は※3						0												0		0			C	0		0		Щ		
			烏丸通	48		O又 は※3						0			+									0		0				0		0				
	- 4 7 11 -		堀川通	49		は※3 O又						0											0	J		0			C)		0				
	三条通地区		三条通	50		は※3 O又				0	0				0		0	0			0		<u>×</u> 7			0					0	0	0 (0 0		
			高野	52		は※3 O又				0	0						0				0					0				+-	\vdash	0	0 0	%12 %12 O O		
			西ノ京	53		は※3 O又 は※3				0	0						0				0					0						0	0 0	%12 %12 O O %12 %12		
美	市街地型美観形成地區	<u>x</u>	17 壬生·朱雀	54		O又 は※3			0	0	0						0				0					0		П		\Box		0	0 (O O *12 *12		
観 形			京都駅周辺	55		O又 は※3			0	0	0						0				0					0						0	0 (O O %12 %12		
成 地			西七条・唐橋	56		O又 は※3			0	0	0						0				0					0						0	O / %12 ¾	O O **12 **12	:	
区			北山·白川通	57		O又 は※3						0														0				4		0	44			
沿道型美観形成 地区	幹線:	地区	18 西大路・北大路	58		O又 は※3 O又						0			_											0				\perp		0	\perp	\bot		
752	大掛けの送地区		その他沿道	59		は※3			× 0	0	0	0			0 0			0			0					0				0		0	0	0 0		
<共通の基準> 1.屋根の色彩 ・日本瓦、平板瓦は原則・銅板は、素材色又は緑 ・銅板以外の金属板及び 2.塔屋等		農い灰色、光沢のない黒	衣掛けの道	* *	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	タイプ	いずれかの道) リ、勾配屋根にタ 用	路とする 類似する工夫を	の限りでない を施し、良好な屋_	上の景観形成	成に配慮さ	れたものとす	- 3 =2		<u> </u>		※7河川 ※8 1階 ※9 1階	トロス	した場合はこ 《原則として1 《原則として3	が設けられて 河川・道路か の限りでない .8m以上後退 .6m以上後退	いる場合はら十分後退する場合はする場合は	させ、かつ、 、塀又は柵を 、塀又は柵を	河川・道路(を設ける を設ける	に沿って門・塀 に沿って門・塀		手を設置すること	とにより、	<u> </u>		※11た ※12河	だし、この対 あってはそ 可川に面する ロ風の意匠と	規定が適用 その高さ以下 る場合も含む	<u>※12</u> ※ 用される際に 下とすること む	※12 ※12 に現存する塀	p	
・高さは3m以下。位置、対 ・傾斜した壁(柱含む)と ・光沢のない材料を使用 4/バルコーを設ける場合はっ 5屋上に設ける建築設備は、パ 6公共の用に供する敷地に面 設備機器の前面に格子等を 調和させる	する(ガラス、自然素材を除く)	勿本体と調和させる 序の設備機器を設ける場合 せること等により建築物と		[4	低園町南歴史的景 B-1:宮川町。 B-2:建築物の	より4m以上、そ 最観保全修景り 通より2.7m以上 の敷地が宮川	その他通りより3 地区-宮川町地 上、その他通り。 町通と川端通1	3m以上 区】 より1.8m以上 こ面する場合に		C-1:八坂 C-2:門の C-3:塀は C-4:1階」 車 小川歴史的 D-1:ただ 超	通りより90 位置と場合 を長大感を 上部の通り 日先が連続 り景観保全 し、この規 であるものに	の位置より道 感じさせない。 J庇や屋根付 ほする町並み	路から後追 意匠形態 高塀を設け 景観を保つ いる際に現れ	! ることにより、 Fする塀が2.0 Fとすること	0mを	E-2:	わい景観整 三条通に面 代わる村 近代洋風遊	備地区】 面する部分は 柱の面までの 建築の形態意	:、道路境界#)距離を十分 ほ匠とする場	象から当該建 に取り、活気	築物等の外 と潤いのある	壁又はこれに	Ξ	【上京北野界 G-1:_ G-2:1 【西京樫原界 H-1:j	わい景観整 と七軒より3. 階の外壁面 場合は、5 わい景観整 節路境界より	.6m以上、道路: iが原則として2 塀又は柵を設け i備地区-街道2	2.7m以上後 ける 沿い地区】	退する	口を設け	」 」 ! ! !	面で I-2: 道路か I-3:道路の 特(I-4:道路の 正で 型美観地区	界わい整備 する外壁面が交わる敷 う交差点又に 色のある気 色のある気 面性を図る できるの幹	情地域で道路 面を優先し、な 対地にあってい は公共的な 意匠を構成す は公共的な る形態意匠と 幹線地区】	、八条通以南 には、東西の記 な施設の周辺 する要素を取 な施設の周辺 とする。ただし	数地にあっては、東西の通 別にあっては、大宮通側を 通りに面する外壁とする 辺で道路に面する1階と2階 取り入れる 辺で三道路に面する場合、 に東寺周辺地区は除く の外壁面から1m以上後退	優先 階に地区の 、各々に

						屋	根				屋根	材等			軒	• 庇							外		壁	等						屋根以	外の色	彩		そ	の他	
				勾i	配※1		特定勾门	配	屋	路本	属材	板等	観域	道路に面す	する部分に特	特定勾配の軒	FÆ	面道の路分か	8	法 吉周		圧迫感	平 1階の)外壁面よ	り後 外路	和史史	の心	町域 路	路	し路 路	材層	然史	道	街方	なれた空地を	を設ける場合、	、路	2 塀 し門 - . の 、及 (5 高 ガび (
			ы .	ח ח			軒の	けその	1 1	面 し		風	配性	軒の出60cm	m以上	軒の出90cmJ	朝	声階 の		壁の該	路 特別	8 低	向河を川	路	退道 面面 をす	町 産並 と	和の幹	景景 ら 観観 見	は両	`の 面 屋外 す	の外	観 町	町並	の ^t	! る		面 r す J	n さ ラ塀 以は スの
表	Į Ž	考	図 は 号 は	9 6 0 0 m cm 以 以	ばの出30㎝以上	也 出 9 0 ㎝以上	6 0 cm 以	の 出 3 0	1	7. 妻 平 入 り		で有するもの	暗まえ良好な屋上の	外外	小 他		そのし	等の先端が道路	う よ を え さ よ ト	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	び河川に面するの場所である。		に面する外	面する外	界 退 3		沿道	の調和 性を生かし、良い性を生かし、良いない。	の家屋と連続	階面 意 段か 匠	室に石貼り等の自然	和と調	調	1=	門 塀	生生場場	3建具は和風の意匠	Y · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	北部		1)	0				İ		0	0	0						0				0										0		İ				
修	1 西部		2	0						0	0	0						0				0										0						
	伏見·山和	科	3	0	-					0	0	0						0				0										0						
	北山周辺	1	4		は	% 3							0					0				0										0						
修		1	(5)		は	% 3							0					0				0										0						
19		1	6		は	% 3							0					0				0										0						
	右京の里	<u>l</u>	7	\perp	は	% 3							0					0				0										0						
修	3 桂川		8		は	% 3							0					0				0										0						
	葛野周辺	1	9		は	% 3							0					0				0												0				
	吉祥院周	辺	10		は	% 3							0					0				0												0				
	九条周辺	1	11)										0					0				0												0				
悠	竹田周辺	1	12		C	又 ※3							0					0				0												0				
19	久世・久君	我•羽束師	13)										0					0				0												0				
	淀•横大路	路	14)		C lt	又 ※3							0					0				0												0				
	伏見桃山	1・向島	(15)										0					0				0												0				
	山科		16)										0					0				0												0				
			*2 *3 *4	2道路が交 3屋上のパ 4重要界わ	わる敷地にる ラペットの形 い整備地域	5ってはいす 伏により、5 Dみ適用	れかの道 配屋根に	路とする 類似する]	□夫を施し、[良好な屋上				すること				※7河 ※8 ※9	可川・道路に 景観に 1階の外壁 1階の外壁	に面する外壁に 配慮した場合に 面が原則とし 面が原則とし	面を河川・道路 はこの限りでな で1.8m以上後 で3.6m以上後	格から十分 ない を退する場 を退する場	後退させ、た 合は、塀又1 合は、塀又1	いつ、河川 は柵を設け は柵を設け	+る +る			置することに	こより、		*	あっ [:] (12河川に	てはその? 面する場?	高さ以下と 合も含む		まする塀が2.5n	mを超えるも	のに
À			【祖	國町南歴 A:花見 園町南歴 B-1:宮	史的景観保 小路より4m 史的景観保 引川町通より 1.楽物の敷地	以上、その 全修景地区 2.7m以上、3 が宮川町通	也通りより: -宮川町地 -の他通り と川端通	3m以上 !区】 より1.8mに に面する#	合は、	【上京	C-1:八坂近 C-2:門の位 C-3:塀は駅 C-4:1階上 軒: 小川歴史的 D-1:ただし	通りより90 位置は塀(長大感を別 : 部の通り 先が連続 対景観保全 、この規	cm以上 の位置より 感じさせない 庇や屋根・ する町並る ・ 修景・ を 定が適用さ	道路から後い意匠形態 け高塀を設 サ景観を保 り よ 最初を保 しまれる際に到	<u>後退</u> をけることに。 つ 現存する塀が	が2.0mを	E- E- 【千両がx	Pわい景観 1:三条通に 代わる 2:近代洋原 上界わい景	整備地区】 こ面する部分 る柱の面ま 風建築の形	】 分は、道路境 での距離を+ 態態意匠とする	:界線から当話 ト分に取り、活	核建築物等 5気と潤い	の外壁又は	これに	【上京	北野界わい G-1:上七朝 G-2:1階の 場合 樫原界わい H-1:道路境	景観整備地区 より3.6m以上 ト壁面が原見 は、塀又は 景観整備地区 界より3.6mJ	上、道路境 削として2.7 柵を設ける ⊠-街道沿○ 以上	m以上後退 る い地区】	する		I-1: ; I-2: ; I-3:ŭ I-4:ŭ	重要界わり 重要界わり 直路が交き 直路の交き 特色の 音路の交き ないでを ないでき ないでを ないでき ないでを ないで ないでを ないでを ないでを ないでを ないでを ないでを ないでを ないでを ないでを ないでを ないで ないでを ないで ないでを ないでを ないでを ないでを ないでを ないでを ないでを ないでを ないでを ないでを ないで	い整備地 か外壁面を わる敷地 差点又は かある意匠 差点又はな きを図る形	或で道路が交 優先し、八条、 このないない。 は共的なながない。 を構成なする と は 態意匠とする。	通以南にあった 東西の通りに面の周辺で道路 素を取り入れ の周辺で二道	ては、大宮 面する外壁 Bに面する1 iる <u>i</u> 路に面す <i>i</i>	通側を優先 とする 階と2階に地区の 5場合、各々に
	修修修		Math	### ### ### ### ### ### ### ### #### ####	# 日本	対応 対応 対応 対応 対応 対応 対応 対応	## ## ## ## ## ## ## ##	対配※1 特定句 特	お記※ 特定勾配 中心 以及以以口口口以上上上口口以上上上口口以上上上口口以上上上口口以上上上口口以上上上口口以上上上口口以上上上口口以上上,一口以上上上口口以上来多数 技术3 人工 以口以口以上来多数 技术3 人工 以上上上口口以上,有公司 技术3 人工 以上上口口以上,有公司 技术3 人工 以口以口以上,有公司 技术3 人工 以口以上,有公司 大 表见小 (元人小小的 数试上上,切上面上有 以口以口以上,有公司 特征 特征 大 表见小 (元人小小的 数试上上,有的是可以正规以有公司 特征 特征 大 表见小 (元人小小的 数试上上,有的是可以正规以上,有的是可以正规以上,有的是可以正规以上,有的是可以正规以上,有的是可以正规以上,有的是可以正规以上,有的是可以正规以上,有的是可以正规以上,有的是可以正规以上,有的是可以正规以上,有的是可以正规以正,可以正规以上,有的是可以正规以上,有的是可以正规以上,有的是可以正规以上,有的是可以正规以上,有的是可以正规以上,有的是可以正规以上,有的是可以正规以上,有的是可以正规以上,有的是可以正规以上,有的是可以正规以上,有的是可以正规以上,有的是可以正规以正规以上,有的是可以正规以上,有的是可以正规以上,有的是可以正规以上,有的是可以正规以上,有的是可以正规以正规以上,有的是可以正规以正规以上,有的是可以正规以正规以上,有的是可以正规以正规以正规以正规以正规以正规以正规以正规以正规以正规以正规以正规以正规以	おお	対して	別別	対象 対象 対象 対象 対象 対象 対象 対象	対象 対象 対象 対象 対象 対象 対象 対象	別表	特別	対	対象 特定 対 1 で	大京 大京 大京 大京 大京 大京 大京 大京	特別	対応	対応回 特別 特別 特別 特別 特別 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日	大藤田	特別	現代 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日	特別	大型	大学 日本	大き 1	おおい 日本	現代的 現代	大田田田 1712年 171	大型 1	大阪の	新聞	大阪田田 10 10 10 10 10 10 10	日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日

	低層建築物						屋	<u> </u>	根					屋木	艮材等	÷	Τ		軒 •	庇		1						外	壁		等						$\overline{}$	屋根以	外の色彩	彩			その他	 ė
						勾配※1			特定勾		塔屋	路	本	金属	銅板	司観り	或	面する部分		勾配の軒庇	ŧ		の道 和風を	基調		ì	北直平	3階以上の階の外壁面	面より後退	壁路	史史	調心	丁地 道	路	台路	道路	材低 自 然	歴史	沿	市道	サナカ たの	ン、駐車場等の E地を設ける場	の開	道 以塀 ガ門 そ 路 内の ラ及 の
				-	軒!	軒け	7			t i	ŧ	面し	瓦	板	の 月 竹	カー配料 戯作	生	60㎝以上	軒の)出90cm以	LE	ら 1 離階	節か ら の	真物当		~ 坦 //	惑 方向 を	(90㎝以上)		直を直後す	的 町 産 並 と	和部は	現景 ら		、面 屋の 外外	面す	階景の景と	見町	町	地口の世	下記を周囲 せる	田の景観に調和	Ī	に 高 スぴ 他 面 さ 面塀 す は をの
			別事	地図		の らば の		出	の 出 6	らばけ		切妻			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	£ 2	- 皆 1		そ 1	2		離階 れ庇 な等	+ 分	壁 の該 造 建地 り 築区	及		或 強調	川川は	道 退道 路 路 こ 均 面 界	竟 巡る 3	み や 調	線は沿	か特 オ 周性 る	隣の	階壁 段面	。 意	壁調に和	間 み ロ と	みに	並み	P9 ±		± 3	る 1 露意 建 . 出匠
			30	番号	O cm c	0 出 cm 3		O cm	O cm	出 3		予入り			{	5 E	え 階 外口 麻	外	の階		他	いの 先	な 後 退	様の 式歴	河川	階見 以え		すしす	f h	から	伝 和 統 的	道の良	和を 生 か は	屋	等から突	匠	石 貼 り	調和	調和	調和		垣	塀	具 8 し形 は m な態 和 か いは
					- T	以 0 上 cm 以			Ŀ	0 cm 以		* 2				E	好壁 な	壁	壁	壁		が道	又は	を史 継的 承名	面	上る 〜側 含壁		外學		階	建造	好な	し 、 階	連続			· 等 の			1			J	風 ら 和 の 2 風
						Ê				Ê						0	上 の 幸					路か	外壁面	建造	8	む面			货		物と調	景観	良りな		物エ		自 然 素							意 . と 匠 5 し
	山ろく型美観地区		1	1~4	(0 0					×		0	0)	R					i	0 0)				DPS		-				0	,	Ħ	寸	0 (0 0		
	山並み背景型美観	地区	2	5∽8	(0 0					×		0	0	()							0)										0				0 (0 0		
	岸辺型美観地区			9∽17	(0 0			0		×		0)						_					0	- X1)		_						0		\vdash			0 0		
	旧市街地型美観地		4 1						O **1 O **1	0	×	_	0		0 0		0											* C *	O (7		0						+	0			O (%12 %	0		
	歴史遺産型美観 地区	一般地区 祇園縄手·新門前歴史的景観保全修景地区	5 2	34					%1 O	% 1		0	0		0 0		0							0 0				*	67		0			0				0			%12 %	12		O O %11
																	※ 5				0	-								0				<u> </u>			_					+++		
		祇園町南側地区	7	35				0				0	0		0 0)					% 5			0 0)	Ă				% 8				0	Ш			\perp	<u> </u>	0 %11
		祇園町南歴史的景観保 全修景地区 宮川町地区	7	35				0				0	0		0 0			3	O K5					0 0						O B-1				O %8				0						O ※11 B-2
美		八坂通地区	,	35				0													O %5									ОС				0				0						
		八坂進地区	/	35								0	0		0 0	_					% 5			0 0						-1				*8								\rightarrow	_	
観		上京小川歴史的景観保全修景地区		36					0			0			0 0				×	5				0 0		0)					O ※9	×		4	0		4	0 /	+		O D- D-
		伏見南浜界わい景観整備地区	9	37					O ※3				0	0	(O ※5		0		0			*	(4		0 0	'						0	\perp		O (**12 **	12	_	
地		三条通界わい景観整備地区	10	38					0				0	0									O ※4 E-1					E-) -2		0							0						
		上賀茂郷界わい景観整備地区	11	39					0	0			0		0 0				C	0			O ※6)		O 外構							0				0	0	
区		工具のから147~ 水砂正 間20日																				_						*	(4	0	含む						+		\vdash			:13	$\stackrel{\circ}{+}$	
		千両ヶ辻界わい景観整備地区	12	40					0			O ※4	0		0 0				С	0			O ※4				0			%4 F	0				× ※10			0			O ※13	O (13		
		上京北野界わい景観整備地区	13	41					0			0	0		0 0				С	0			0	O %4		O %4	0			O ※4	0		C **	4 7.4	2/10			0			O (0		O *4
		西京収停思わい早知教 街道北、街道南地区	14	42							2		0		0 0)				0 0			***	***		**			5	G-1	0		*	4 G-2	×10			0				0 0		**
		西京樫原界わい景観整 備地区 街道沿い地区		42					0			0	0		0 0				C					0				0	н		0		O C	0 0	×	0	_	0				0 0		
		72.11.52																											0				<u>*4</u>	**9		H-2		H						
		本願寺・東寺界わい景観整備地区	15	43				O ※4	0			0	0	0					I-) O 1 I-1		O ※6	0				0	*	-2		0				※ 10	%16 I−3 I−4		0			0 0			
	沿道型美観地区	都心部幹線地区	16 4	14~49			O又 は※3				×					0	,															0							0			\top		
		三条通地区	16	50	(0					×		0	0	()			С	0			0					C **) {7									0						
美 地観	市街地型美観形成	地区	17 5	51∽56			0				×		0	0	()	\perp						0)				0							\bot	Ш	0		\perp	\perp	
区形	沿道型美観形成 地区	幹線地区	18 5				0				×					0	•																0				4	4	0			4	4	
成		衣掛けの道地区	18 修1 (1	60		0 0	0				×		0			2			С	0		_	0 0))										0							
建造地物	山ろく型建造物修造山並み背景型建造		修2 4				OZ						0									_	0				5										0					+++		
^{吧物} 区修	岸辺型建造物修景			8	(0 0	は※3						0			0						-	0				0										0							
景	町並み型建造物修	·景地区	修4 ⑤	9~16			O又 は※3									0	,						0				5													0		\top		
共通の基			•			水化等に良						りでない																この限りでない									※ 11					現存する塀が2	パ2.5mを超	えるものに
	・日本瓦、平板瓦は原則と			;	※3屋上の	が交わる敷)パラペット	の形状に	より、勾配				し、良好な	な屋上の	景観形成	に配慮さ	れたもの	とすること						景観に	配慮した場合	はこの限	見りでない		させ、かつ、河		*に沿って門	引・塀又は生	垣等を設置す	することに	より、				2河川に面		合も含む				
	・銅板は、素材色又は緑青・銅板以外の金属板及び	青色とすること その他の屋根材は、光沢のない濃い灰色、光沢のない黒				『わい整備 『沿って和』			ことによ	り、1階雪	き面が道路	烙から見え	えない場	合はこの	限りでない	`						>	(9 1階の外	壁面が原則とし	て3.6m	以上後退する	る場合は、	、塀又は柵を記 、塀又は柵を記	設ける								<u></u> *13	3和風の意	近とする	こと				
	・高さは3m以下。位置、規	見模、形態意匠は建築物の本体と均整がとれたものとする			〈特記事』		to In a "	BV = 1		1047-1							区-八坂道	地区】			,				する場合.	、建物と均整	≝のある形	が態意匠とする	こと(重要								【本『	願寺·東寺						-L +=
	・傾斜した壁(柱含む)とし				A:4	原歴史的景 花見小路。	り4m以上	:、その他i	通りより	3m以上				C-2:門の		の位置。	より道路か					E-1:三条		部分は、道路境				壁又はこれに			G-1:上七軒	観整備地区 より3.6m以上	、道路境						面するタ	外壁面を	優先し、ノ	(条通以南に	こあっては、	は、東西の通りに 、大宮通側を優先
バルコニ	ーを設ける場合はインナー				B-	原歴史的景 -1:宮川町道	重より2.7 m	以上、その	の他通り	より1.8m				C-4:1階.	上部の通り	り庇や屋		設けること	とにより、		E			までの距離を・ 形態意匠とする				るものとするこ	٤	,		ト壁面が原則 は、塀又は			見する				路の交差	差点で道路	路に面する			る外壁とする 色のある意匠を
公共の用	に供する敷地に面して、ク	一等で適切に修景し、建築物本体と調和させる アーラーの室外機や給湯器等の設備機器を設ける場合			B-	-2:建築物の 川端:		『川町通と てもこの規				نتخ		川歴史	的景観保護	全修景地							↑景観整備均									観整備地区		ハ地区】					路の交差	≜点で二道			に正面性	を図る形態意匠とする
調和させ	3	、又は色彩を建築物と合わせること等により建築物と												į	望えるもの	にあって	は、その酒	に現存する な以下とす	けること		F	:道路境	界より2.7m以	l.E								界より3.6mじ 街道に面する		当該街道側	川に主玄	関口を設け	†る		ただしハ	八条通以	南は除く			
自走式駐	車場、駐輪場を設ける場合	合、門・塀・生垣等を設け、町並みの連続性に配慮												D-2:道路	に面して	門及び塀	等を設け	5場合、高	さは2m以	下																								

· · · · · · · · · · · · · · · ·	別表 構 考 北白川・銀閣寺周辺 渋谷・馬町 今熊野・泉涌寺周辺	1	の 出 6 0 出 cm 3	上上に加以		本 属 瓦 板	板等の風情を有す	観域 に配性 配慮 部 に配数	直路に面する部分に特 計の出60cm以上		の 分 上 ら 1	か	Lat. 11 December 1	i		り後 外路 和 壁に	史 史 的 遺	の心 町域調部 並の	路路	注 干道 道 計 し路 路 i 台面 面	素低 自 歴 材層 然 景 的 町	道街が地町の	放された空	、駐車場等 2地を設ける 目の景観に調	場合、路 和さ に	2 塀 し門 . の `及 5 高 ガび
•	北白川·銀閣寺周辺 渋谷·馬町 今熊野·泉涌寺周辺	地図番号 0 cm以上	軒 けらばの出 6 0 m 以上 cm 以	を	その他に面し切妻平入り	瓦 板	の 居 情 を 有 す) に特 L 配性 F 慮を B 路	〒の出60cm以上 章	軒の出90㎝以	上 ら1 節	5	T 41 -11 T 74 344								階景的	の助の	下記を周囲	目の景観に調	和さした	5 高 ガび
•	北白川·銀閣寺周辺 渋谷·馬町 今熊野·泉涌寺周辺	地図番 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	出 ば 6 の出 3 以 cm 上 cm 以	他 出 出 ば の の 0 出 cm cm 3 以 以 0 上 上 cm 以	平 入 り		を 有 す	踏					物当 壁道		の 向 河 道	退道 面面	町産	TUVIRR								m さ ラ塀
	北白川·銀閣寺周辺 渋谷・馬町 今熊野・泉涌寺周辺	図番号 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	6 の 0 出 cm 3 以 0 上 cm	9 6 の 0 0 出 cm cm 3 以 以 0 上 上 cm	平 入 り		वं	i ま			離階	の 壁	の該路	特路 1	氐 を 川 路 咸 強 に に	一路 をす	並 と み の	幹 観観	見 間 え 隊	外壁 る		み並			る	以は スの 内1 面意
山ろく型美観地区	渋谷·馬町 1 今熊野·泉涌寺周辺	号	以 0 上 cm 以	以 以 0 上 上 cm 以	人 り ※ 2				1 2 そ 階 階 の	1 2 階 階	そ な等 いの	分 り	築区 び	3 ら 階見	調 面 面	か階	伝 和	沿 の性道 調を	部第	階面 意 と 段か 匠	石 調	調(こ	門 #		土 建	. を匠 8 露形
山ろく型美観地区	渋谷·馬町 1 今熊野·泉涌寺周辺	1	以	以	*		&	好		外 壁 壁	他先端	後		以え 上る	る る 外 外	9	納的	の和生良か	はと	等ら突	貼り	和問和			ね	m 出態 か しは
山ろく型美観地区	渋谷·馬町 1 今熊野·泉涌寺周辺	1	Ŀ		-		σ) な 屋			谱	又は	継的 面 承名 す	ン側 含壁	壁壁	以	造		階級	[] [等 の -				風の	ら い 風
山ろく型美観地区	渋谷·馬町 1 今熊野·泉涌寺周辺	1	 					0				外 壁	建 る 造 外	む面			物 と	景良観好		た 物	然				意匠	اعاا
山ろく型美観地区	今熊野・泉涌寺周辺		0 0		×	0 0	C	, 					1 1		0	- 					0		0 (0		
山ろく型美観地区		2	0 0		×	0 0	C					0 0			0						0		0 0	0 0		
		3	0 0		×	0 0	C				C	0			0						0		0 0	0		
	本町筋・稲荷山周辺	4	0 0		×	0 0	С				C	0			0						0		0 0	0 0		
	下鴨神社周辺(2)	5	0 0		×	0 0	С				C				0						0		0 (0		
山光九北星刑学組地区	田中·吉田	6	0 0		×	0 0	C				C				o						0		0 0	0		
山並み背景型美観地区	京都大学周辺	7	0 0		×	0 0	C				C			(o						0		0 (0		
	聖護院・吉田山周辺	8	0 0		×	0 0	C				C				0						0		0 (0 0		
	哲学の道	9	0 0		×	0 0	С								0 0 0						0		0 0	0		
	岡崎·疎水	10	0 0		×	0 0									0 0 0						0		0 0	0 0		
	白川・疎水	11	0 0		×	0 0		-							0 0 0						0			0		
	鴨川東(1)	12	0 0		×	0 0		_							0 0 0						0			0 0		
岸辺型美観地区	3 鴨川東(2)	13	0 0		×	0 0									0 0 0						0		0 (
	鴨川西(1)	14	0 0		×	0 0		_													0			0 0		
	鴨川西(2)	15	0 0		×	0 0									3 0 %7						0			0 0		
	高瀬川	16	0 0		×	0 0									3 0 37						0		0 0			
	濠川·宇治川派流	17	0 0	0	×	0 0			0 0						3 0 27						0		0 0			
	西陣	18		<u>*1</u>	×	0 0			0 0						0 <u>*7</u> 0						0		0 0			
	御所周辺	19		*1 O	×	0 0			0 0						<u> </u>						0		0 0			
	鴨東鴨川	20		<u> </u>	×	0 0			0 0						%7 O %7						0		0 0			
旧市街地型美観地区	4 二条城周辺	22		<u> </u>	×	0 0			0 0						0						0		0 0			
旧中国心王大既地位	職住共存(1)	23		<u> </u>	×	0 0			0 0						%7 O %7						0		0 0			+
	職住共存(2)	24		<u>*1</u>	×	0 0			0 0						%7 O %7						0		0 0			
	本願寺周辺	25		<u>*1</u> O	×	0 0			0 0												0		0 0			
	伏見	26		X1 O X1	×	0 0			0 0						%7 O %7						0		0 0			
	下鴨神社周辺(1)	27		0 0	×	0	0 0		0 0						0						0		0 (5		
	御所	28			×	0	0 0		0 0						%7 O %7						0		%12 % O ()		
						0	0 0		0 0						<u> </u>						0		X12 X			
án u	二条城	29		<u>*1</u> *1											※ 7								%12 % O (12		
歴史遺産型美観 地区	5 先斗町	30		0 0 **1 **1	×	0	0 0		0 0						0 *7 0						0		X12 X	12		
	祇園·清水寺周辺	31			×	0	0 0		0 0						※ 7)				0		*12 *	12		
	本願寺	32		※1 ※1	×	0	0 0		0 0						O *7						0		%12 %	12		الحب
	東寺	33		O O **1 **1	×	0	0 0		0 0						O ※7						0		O (**12 **			
祇園縄手·新門前歴史的景観保全修景地区	6	34			0	0	0 0		O **5			0	0			0			0	8	0				0	O ※11
通の基準> 根の色彩 ・日本瓦、平板瓦は原則としていぶし銀とする ・銅板は、素材色又は緑青色とすること ・銅板以外の金属板及びその他の屋根材は、光沢のない濃い灰色、光沢のない黒		※2道 ※3屋 ※4重	≦路が交わる敷♯ ≧上のパラペット。 重要界わい整備♯	好な屋上の景観の形成に資するも 也にあってはいずれかの道路とする の形状により、勾配屋根に類似する 地域のみ適用 乱の高塀等を設けることにより、1階	る る工夫を施し、良好	な屋上の景観			すること		*7 *8 *9	河川・道路に面雪 景観に配慮し 1階の外壁面か 1階の外壁面か	する外壁面を河 した場合はこの 「原則として1.8n 「原則として3.6n	川・道路から 限りでない n以上後退す n以上後退す	る場合はこの限りでない 十分後退させ、かつ、河川 る場合は、塀又は柵を設け る場合は、塀又は柵を設け	- - - 5			ることにより、		あって	の規定が適用さ はその高さ以下と する場合も含む 匠とすること	とすること		2.5mを超える	ものに
登等・高さは3m以下。位置、規模、形態意匠は建築物の本体と均整がとれたものとする き ・		【祇園	A:花見小路よ 間町南歴史的景 B-1:宮川町通 B-2:建築物の	眼保全修景地区-祇園町南側地区 り4m以上、その他通りより3m以上 眼保全修景地区-宮川町地区] より2.m以上、その他通りより1.8m 数地が宮川町通と川端通に面する 乱についてもこの規定を適合するよ	m以上 る場合は、	C-2:F C-3:4 C-4:1 【上京小川歴	(坂通りより9 門の位置は塀 屏は長大感を 階上部の通り 軒先が連続 またが連続 またい、この規 こだし、この規	Ocm以上 の位置より道 感じさせない J庇や屋根付 する町並み 全修景地区】 定が適用され	道路から後退 意匠形態 ・高塀を設けることによ 景観を保つ	:り、 パ2.0mを	【三条通界わい景 E-1:三条通 代オ E-2:近代洋 【千両が辻界わい	観整備地区】 紅に面する部分は いる柱の面までの 紅建築の形態意	、道路境界線か)距離を十分にI	、ら当該建築 取り、活気と	をのある形態意匠とすること 物等の外壁又はこれに 潤いのあるものとすること ない	【上京北野 G G 【西京樫原 H	界わい景観: 1:上七軒より: 2:1階の外壁: 場合は、 界わい景観: 1:道路境界よ	整備地区】 3.6m以上、近 面が原則とし 塀又は柵を 整備地区-年 り3.6m以上	j道沿い地区	参退する	I-1: 重 I-2: 道 I-3:道i I-4:道i	界わい景観整備 要界わい整備地 面する外壁画を 路が交わる敷地 格の交差点で道は 構成する要素を 各の交差点で二さ ただし八条通以	域で道路 優先し、/ にあってに 路に面する 取り入れ 道路に面 道路に面	へ条通以南に は、東西の通 51階と2階に る	あっては、大 リに面する外 地区の特色の	宮通側を優先 壁とする

	低層延	建築物								屋	根		屋	根材	等			軒	· 庇						外	Ī	壁	等					E	屋根以外	の色彩			その	D他	
								勾配※	1		特定勾配		日本風	板	同類	見域	各に面する	部分に特別	定勾配の事	莊	σ.	5 道 和風を基調 ○路 ↑か		圧 オ 平 邦 恵 恵	2 1階のタ	ト壁面より	が 後 外路 壁に	和史	を と都 が 色 の心 B 直 調部 5	町域 路	路し		素低 自 然 器	歴史的	沿 道 の 地	道路に面し 放された空 下記を周囲	空地を設け	ける場合、	道 2 塀路 の 5 高 :	
						地	0	0 8	け そら の	0 0	軒 け もの らの	面 し り	~ "		風情が		D出60cm以	上 朝	Fの出90cm		ら1 離階	真物当	壁道 《道路 特路	のにを	j 河	道道	直面 路 をす	町産	筐 和の ∄ 上 幹 ▮	景景 ら 観観 見	は両帰外	の 面 外 す		並	町の町が	せる			面 ぬは の	ラ塀 スの
					別 備表 考	図番	出 9 0	6 Ø	ば 他 の 出	9	出 ぱ ff 6 の 0 出	妻平			有古	声 ま 1 え 降	2 階	ا م	1 2階階	そ		十分 造 建地 集区 様の	₩ 3 S	#K 25	出版の画す	面	界一路	や 記	0 道	の性 る 調を 部	の階	面 意か 匠	石	٤	かに調れに調和	P9 #	塀 生 垣	塀	建	を匠 露形
						号	cm 以 上	cm 3	3 0	cm	cm 3 以 0 上 cm	人 り ※	1		る も の	艮 外 星	ト 外 豊 壁	他	 外 外 壁 壁	他	端	後退を整を変われる。	に上る		る 外 壁	る 外	ら 2 m 階	的	良	和生 分 か し 3 階	屋 等 連	突出	貼 り 等	和	和問和				は m i 和 か 風 ら	しは
								1 1 1	以		以上	2				屋上の					道路	は	す 含壁 るむ面				 以 上 後	造 物	(好な景観	良以好下		し た 物	の自然						の 意 匠	い風と
				福斯寺側地区	7	35			+	0						<u> </u>			+	O ※5	<i>"</i>	0 0	71	+		0	0				0			0			+		0 0	
				祇園町南側地区	/	35												_		※ 5							A				*8								×11	
			祇園町南歴史的景 保全修景地区	宮川町地区	7	35				0		0	0	0	0			O ※5				0 0				0	O B-1				O **8			0					Ж11 В−2	
				八坂通地区	7	35				0		0	0	0	0					O ※5		0 0				0	O C				O **8			0					O ※11	O C-2 C-3 C-4
			上京小川歴史的景観	保全修景地区	8	36					0	0	0	0	0				O ※5			0 0	0			0					O ※9	×		0					0	D-1 D-2
			伏見南浜界わい景観	整備地区	9	37					O *3		0 0		0					O ※5			0			O ※4		0 0)					0		O (O £12			
	医去油子	+ πı + ≠=	三条通界わい景観整	備地区	10	38					0		0 0		0							O *4 =-1				O E-2		0						0						
	歴史遺産 地		上賀茂郷界わい景観	整備地区	11	39					0 0		0	0	0				0 0			O %6				O ※4		O 外構						0			O K13	0		
美			千両ヶ辻界わい景観	数准地区	12	40					0	O *4	0	0					0 0			O *4				0	0	含む O			:	×		0		0 0	0			
観		·	十両ケ江乔わい京観	於順地区	12	40						*4							0 0								% ⁴ F					10				*13 *	K13			
地			上京北野界わい景観	整備地区	13	41			\perp		0	0	0	0	0				0 0			O O **4 **4	O **4	0		0	%4 G−1	0		O **4	%4 G−2 ×	× (10		0		O ※13) {13			O ※4
×			西京樫原界わい景 整備地区		14	42					0		0	0					0 0	_		0				ОН		0		0 0	0 :	× 0		0			0 0			
			IE 160-151	街道沿い地区	14	42					0				0											-1 O		0		O ※4 O	*9 *	10 H-2 O		0			3 0			
			本願寺・東寺界わい	景観整備地区	15	43				O ※4	0	0	0 0		0			1	O O I-1		O ※6	0				¾4 I-2		0				×		0		0	٥			
					御池通	44			(t.%	€3		×				0													0						0					
					四条通	45			07 t*			×				0													0						0					
	いる型す	녹組 바 IZ	都心	鄂幹線地区	五条通	46			(‡%	% 3		×				0													0						0					
	沿道型争	夫旣地区			16 河原町通 烏丸通	47			(t.%	K3 모		×				0													0						0			+		
					堀川通	49			O2	Z Z		×				0													0						0					
			三条通地区		三条通	50		0	は※	<u> </u>		×	0 0		0				0 0	,		0				O ※7								0			_			
-					小山	51			0			×	0 0		0							0		0		*/		0							0					
					高野	52			0			×	0 0		0						-	0		0				0							0					
			市街地型美観形成	せん 区	西/京	53			0			×	0 0		0							0		0				0							0					
美			印耳地主天航沙族	*C #1	壬生•朱雀	54	Ш		0			×	0 0		0				\perp			0		0				0							0					
形式					京都駅周辺	55			0			×	0 0	_	0							0		0				0							0		4	4		
地					西七条・唐橋	56			0	_		×	0 0		0	_					-	0		0				0							0		_			
区				60 Lth 57	北山・白川通	57			0			×				0														0					0		4	4		
	沿道型) 地	美観形成 !区	幹	線地区	18 西大路・北大路	58			0			×				0														0					0		+			
			衣掛けの道地区		その他沿道 衣掛けの道	59 60			0			×	0 0		0				0 0			0 0		0									0				#			
<共	面の基準>			l	1====	1	※1屋	上緑化等に				 						<u> </u>	1 -	1 1	_	6道路沿いに和風意匠の場			まこの限りで	ない	ı	<u> </u>	1 1	1	1 1	1 1						- J 塀が2.5m?	を超えるものに	
1.屋村	(の色彩 ・日本瓦、平 ・銅板は、素 ・銅板以外の	材色又は緑青	こしていぶし銀とする 背色とすること その他の屋根材は、光沢の	ない濃い灰色、光沢のない黒			※3屋」 ※4重要	上のパラペッ 要界わい整	ットの形状 備地域の	犬により、勾配 Dみ適用		・工夫を施し、良 建面が道路から!				ものとする	5 こ と				* *	7河川・道路に面する外壁 景観に配慮した場合 8 1階の外壁面が原則とし 9 1階の外壁面が原則とし	面を河川・道路かけ はこの限りでない 、て1.8m以上後退す 、て3.6m以上後退す	ら十分後; する場合! する場合!	退させ、かつ は、塀又は村 は、塀又は村)、河川・道 冊を設ける 冊を設ける	5			重することに	より、		※12 第	あっては 可川に面す	その高さ以「 る場合も含む とすること	下とすること				
3.外型 4.バノ 5.屋」 6.公り 調和	・高さは3m以上・傾斜した壁・・傾斜した壁・光沢のない、コニーを設け、ここのままに設ける建筑の用に供する機器の前面にさせる	(柱含む)とし、 材料を使用す する場合はイン 築設備は、ル る敷地に面し に格子等を設	ない ける(ガラス、自然素材を除く シナーバルコニーとする ーパー等で適切に修景し、3 て、クーラーの室外機や給治	2築物本体と調和させる 3器等の設備機器を設ける場合 合わせること等により建築物と			【祇園町	A:花見小路 町南歴史的: B-1:宮川町 B-2:建築物	格より4m以 景観保全 町通より2. 物の敷地が	以上、その他。 全修景地区-宮 .7m以上、その が宮川町通と)他通りより1.8m 川端通に面する	以上	C-2: C-3: C-4: 【上京小川图 D-1:	八坂通りよ 門の位置1 塀は長大8 1階上部の 軒先が 歴史的景観 ただし、この 超えるも	り90cm以 は塀の位 感を感じさ 通りすする 保全を 最 に 見保定が ものにあっ	上 置より道路 世根ので 屋町並み 計地区】 適用され では、そ	各から後退	ることにより すする塀が でとすること	2.0mを こ	【千両か	■界わい器E-1:三条i代E-2:近代iが辻界わい	:10やむを得ずこれらを設け ・観整備地区】 ・通に面する部分は、道路境 ・力る柱の面までの距離を ・洋風建築の形態意匠とする ・小景観整備地区】 ・ ・ ポより2.7m以上	:界線から当該建等 ト分に取り、活気と	楽物等の! と潤いのあ	外壁又はこ	hiz	【上京:	北野界わい: G-1:上七車 G-2:1階の 場合 撃原界わい: H-1:道路均	際く) 景観整備地度 まより3.6m以」 外壁面が原見 合は、塀又は 景観整備地度 最現を備地度 表別3.6m以	E、道路境⅓ 削として2.7n 柵を設ける ⊠-街道沿し 以上	以上後退す	ত		I-1: 重要 I-2: 道路 I-3:道路 I-4:道路	でする外壁面 が交わる敷: の交差点で追 成する要素	地域で道路 を優先し、/ 地にあって/ 道路に面する を取り入れ こ道路に面	八条通以下 は、東西の る1階と2階 いる する場合名	南にあって の通りに面っ 皆に地区の	っては、東西の通には、大宮通側を する外壁とする 特色のある意匠 面性を図る形態意	優先

低層建築物						屋根			屋根	材 等		軒 • 庇						外	星	達	等						屋根以	外の色彩			その他	
					勾配※		屋路	本瓦	風 植	版 等 の	に特	分に特定勾配の	軒庇	の分	か		迫感	方 退(90㎝	・壁面より行い上)	後外路壁に	和史 史 的 遺	の心 町調部 並	T域 路 をの か	路 し語 台語	路 路面 に	材層 然階 器	史的	道の	街 放された 下記を	し、駐車場等の 空地を設ける場]囲の景観に調利	1さ に 5高	`及 の ガび 他
	別表	備考	地図番号	軒の出90㎝以上	の 出 6 0 cm 以 上 に	サ そ 軒 軒 け らばの 出 出 出 出 の 出 3 以 上 上 に 以 上	0 1			風情を有するもの	虚を 路 ま 1 2 え 階 階 良 外 外	₹ 1 2	* そのい		らの十分な後退又は外壁	壁造りの建築様式を継承の建築様式を継承	マンス 3 5 見える 別 に 面)	を パ	に面する外壁	道路境界から2m以上後面を後退面する3階(4階)以上	町並みや伝統的建造物と産との調和	幹線沿道の良好な景	見観 見える部	家屋と連続	外 壁 る 意 匠	外 と 壁 部	並] み] と 調		町 並 み 門 に	塀 生 : 垣 :	屏 具 8 m から	スの
	-	北部	1		0 0			0	0	0				C	0		0									С)					
山ろく型建造物修景地区	修1	西部	2		0 0			0	0	0				C	0		0									С)					
	1	犬見・山科	3		0 0			0	0	0				C	0		0									C)					
	2	北山周辺	4			O又 は※3		0	0	0				C			0									C)					
山並み背景型建造物修景地区	修2	太秦周辺	5			O又 は※3		0	0	0				C			0									С)					
山亚07月京王庄但初廖京七世		西山周辺	6			O又 は※3		0	0	0				C			0									С)					
建	7	右京の里	7			O又 は※3		0	0	0				C			0									С)					
定 特辺型建造物修景地区	修3 本	建川	8		0 0			0	0	0				C			0									С)					
景	1	葛野周辺	9			O又 は※3					0			C			0												0			
地区	ī	吉祥院周辺	10			O又 は※3					0			C			0												0			
	2	九条周辺	(1)			O又 は※3					0			C			0												0			
町並み型建造物修景地区	修4	竹田周辺	12			O又 は※3					0			C			0												0			
可亚小王左左仍抄承七巨	1	久世・久我・羽束師	ī (3)			O又 は※3					0			C			0												0			
	ž	定・横大路	14			O又 は※3					0			C			0												0			
	1	伏見桃山・向島	15)			O又 は※3					0			C			0												0			
	L	山科	16			O又 は※3					0			C															0			
〈共通の基準〉 1.屋根の色彩 ・日本瓦、平板瓦は原則としていぶし銀とする ・銅板は、素材色又は緑青色とすること ・銅板以外の金属板及びその他の屋根材は、光沢のない濃い灰色、光沢のない黒 2.塔屋等				※2道 ※3屋 ※4重	路が交わる 上のパラペ 要界わい整	良好な屋上の景観の形成に資す・ 敷地にあってはいずれかの道路と かりの形状により、勾配屋根に類似 備地域のみ適用 加風の高塀等を設けることにより、	する する工夫を施し、良	好な屋上の			たものとすること			%7 %8 %9	河川・道路 景観に 1階の外 1階の外	に面する外 配慮した場合 壁面が原則と 壁面が原則と	の塀等が設けられている 壁面を河川・道路から十 合はこの限りでない として1.8m以上後退する として3.6m以上後退する まける場合、建物と均整の	分後退させ、かつ 場合は、塀又は相場合は、塀又は相	、河川・道 Hを設ける Hを設ける				することに。	ty.		% 1:	あって 2河川に面	この規定が行はその高さ 可する場合も 動匠とするこ	:以下とするこ :含む	こ現存する塀が2 と	.5mを超えるものに	=
・高さは3m以下。位置、規模、形態意匠は建築物の本体と均整がとれたものとする 3.外壁 ・傾斜した壁(柱含む)としない ・光沢のない材料を使用する(ガラス、自然素材を除く) 4.バルコニーを設ける場合はインナーバルコニーとする 5.屋上に設ける建築設備は、ルーパー等で適切に参え 6.公共の用に供する敷地に面して、クーラーの室外機や給湯器等の設備機器を設ける場合 設備機器の前面に格子等を設置し、又は色彩を建築物と合わせること等により建築物と 調和記せる				【祇園	A:花見小路 町南歴史的 B-1:宮川田 B-2:建築物	景観保全修景地区-祇園町南側地 はり4m以上、その他通りより3m以 景観保全修景地区-宮川町地区 通より2.7m以上、その他通りより の敷地が宮川町道と川端町 ※通についてもこの規定を適合す	上 .8m以上 する場合は、	((((上京小	C-1:八坂通 C-2:門の位 C-3:塀は長 C-4:1階上i 軒弁 N川歴史的: D-1:ただし	画りより90cm 立置は塀の付 受大感を感じ 部の通り庇 先が連続す 景観保全修 、この規定	位置より道路から後退 させない意匠形態 や屋根付高塀を設けるる る町並み景観を保つ	- る塀が2.0mを	E- 【千両がi	Pわい景 1:三条通 代才 2:近代洋 上界わい	観整備地区 に面する部 つる柱の面	【】 ポ分は、道路 までの距離を 形態意匠とす	境界線から当該建築物 を十分に取り、活気と潤し ける場合はこの限りでなし	等の外壁又はこれ いのあるものとす	นเ	【上京才	比野界わい G-1:上七軒。 G-2:1階の外 場合 堅原界わい H-1:道路境線	景観整備地区 より3.6m以上 ト壁面が原則 は、塀又は析 景観整備地区 界より3.6m以 街道に面する	、道路境界 として2.7m. を設ける -街道沿い 上	以上後退する 地区】	5		I-1: 重 I-2: 道 I-3:道 I-4:道	要界わい動 面する外 路が交わる 路の交差点 構成する。 路の交差点	壁面を優先し 数地にあっ で道路に面 要素を取り入	. 八条通以南にあ には、東西の通り fる1階と2階に地 れる 面する場合各々に	こあっては、東西の いっては、大宮通側 こ面する外壁とする 区の特色のある意 正面性を図る形態	を優先 る !匠を